

# 労働保険事務組合 担当者のしおり

厚 生 労 働 省

北海道労働局総務部労働保険徴収課事務組合係

平成27年3月作成

平成30年3月更新

# 目 次

## 1 一般事務処理関係について

- (1) 労働保険事務組合に関する処理について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- (2) 労働保険適用のしくみ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- (3) 労災保険の特別加入制度について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- (4) 委託事業場に関する処理について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15

## 2 労働保険事務組合年度更新関係業務について

- (1) 年度更新の日程・手順について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
- (2) 年度更新関係書類の記載例及び留意事項・・・・・・・・・・・・・・・・ 24

## 3 労働保険料等の訂正報告について

- (1) 訂正報告の種類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33
- (2) 訂正報告の提出書類及び提出先・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33
- (3) 訂正報告提出の際の留意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33
- (4) 訂正報告の提出期限及び納付期限・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34
- (5) 年度途中に個別加入事業場の委託を受けた場合の保険料処理について・・・・・・・・ 34
- (6) 「再確定増額訂正報告」申告書記載例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35
- (7) 「再確定増額訂正報告」申告書内訳記載例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36
- (8) 「再確定減額訂正報告」申告書記載例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37
- (9) 「再確定減額訂正報告」申告書内訳記載例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38
- (10) 「還付請求書」記載例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39
- (11) 「概算増額訂正報告」申告書記載例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 40
- (12) 「概算増額訂正報告」申告書内訳記載例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 41
- (13) 「概算減額訂正報告」の減額金額について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 42
- (14) 「概算減額訂正報告」申告書記載例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 50
- (15) 「概算減額訂正報告」申告書内訳記載例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 51
- (16) 「概算減額訂正報告」時における一般拠出金の納付書記載例・・・・・・・・ 52
- (17) 「概算増額訂正報告」申告書内訳及び特別加入者名簿（末尾8）記載例・・・・ 53
- (18) 「概算増額訂正報告」集計表（末尾8）記載例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 54
- (19) 「概算減額訂正報告」申告書内訳及び特別加入者名簿（末尾8）記載例・・・・ 55
- (20) 「概算減額訂正報告」集計表（末尾8）記載例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 56

## 4 労働保険等の内部処理について

- (1) 労働保険料等の内部処理モデル（一般）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 57
- (2) 労働保険料等の内部処理モデル（滞納充当処理）・・・・・・・・・・・・・・・・ 59
- (3) 「労働保険料等滞納事業場報告書」について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 61
- (4) 「労働保険料等滞納事業場報告書」記載例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 62
- (5) 「労働保険料等納入事業場報告書」について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 63

(6) 「労働保険料等納入事業場報告書」記載例・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 63  
(7) 委託事業場に対する労働保険料等の滞納整理について・・・・・・・・・・ 64  
(8) 「滞納事業場処理事跡票」記載例・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 66  
(9) 延滞金について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 67  
(10) 納付書について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 72  
※参考資料(有機溶剤一覧、身体に振動を与える業務、特別加入期間の算定について、特別加入関係書類チェックリスト、理由書)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 73

**年度更新業務等のお問い合わせ**

〒060-8566 札幌市北区北8条西2丁目 札幌第一合同庁舎8階  
TEL 011-709-2311 (内線は以下のとおり)  
FAX 011-709-3530

年度更新及び通常業務	北海道労働局総務部労働保険徴収課事務組合係(内線3631～3636)
特別加入関係業務	北海道労働局総務部労働保険徴収課事務組合係(内線3634)
保険料の納付及び滞納関係業務	北海道労働局総務部労働保険徴収課収納第二係(内線3629～3630)

**総合コンピューターシステムについて**

事務組合において、最大の事務量を要する労働保険年度更新事務、及び労働保険料等の徴収納付事務を、コンピュータを利用して処理し、委託事業の増加拡大を積極的に推進することによって、未加入事業の適用促進に役立てることを目的としております。

事務組合から提出された「貸金データ連絡票」により、労働保険料の計算を行い、納入通知書・申告書内訳・徴収及び納付簿・委託事業主名簿・事業主口座から労働保険料口座振替、及び領収書の作成など一連の事務処理を、全国労働保険事務組合連合会においてコンピュータ処理を行うシステムです。

**総合コンピューターシステムのお問い合わせ**

〒060-0001 札幌市中央区北1条西7丁目1番15号 あおいビル3F  
一般社団法人 全国労働保険事務組合連合会 北海道支部  
TEL 011-261-1008  
FAX 011-281-0221

# 1 一般事務処理関係について

## (1) 労働保険事務組合に関する処理について

### ア 徴収・納付状況報告書

事務組合は、母体団体の総会等の議決機関において労働保険料、追徴金、延滞金並びに一般拠出金（以下「労働保険料等」という。）の徴収・納付状況を報告するとともに、委託事業主に通知します。

承認を受けた「徴収・納付状況報告書」は、総会等の議案書及び議事録とともに（それぞれ2部用意）、管轄公共職業安定所長（監督署所掌事務組合にあつては管轄労働基準監督署長）を経由して労働局長に提出します。

なお、北海道労働局のホームページ（[http://hokkaido-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourei\\_seido\\_tetsuzuki/roudou\\_hoken/osirase31.html](http://hokkaido-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourei_seido_tetsuzuki/roudou_hoken/osirase31.html)）に様式・記載例等がありますので、ご利用ください。

### イ 労働保険事務組合認可申請書記載事項等変更届

「労働保険事務組合認可申請書」の記載事項（⑥～⑪欄を除く）及びその添付書類（定款、事務処理規約等）に変更があったときは、変更のあった日の翌日から起算して**14日以内**に、労働保険事務組合認可申請書記載事項等変更届に確認資料を添付して管轄公共職業安定所長（監督署所掌事務組合にあつては管轄労働基準監督署長）を経由して労働局長に提出します。

届出書類	届出先	提出期限	備考
徴収・納付状況報告書	事務組合管轄安定所	総会等議決後すみやかに	総会等の議案書及び議事録と共に提出
記載事項等変更届	（労災のみの労働保険事務を処理する場合は事務組合管轄監督署）	変更のあった日の翌日から起算して14日以内	変更がわかる確認資料(写し可)を添付して提出 (他に労働局より提出の指示があった書類)

## (2) 労働保険適用のしくみ

労働保険は、労働者（パートタイマー、アルバイトを含む）を一人でも雇用していれば、業種・規模の如何を問わず労働保険が適用され、その事業が開始された日または適用事業に該当するに至った日に、事業主の意思にかかわらず法律上当然に保険関係が成立することになります。これを**適用事業**といいます。

ただし、農林水産業の一部の事業では労災保険または労働保険の適用が除外されています。これを**暫定任意適用事業**といいます。

暫定任意適用事業については、労働保険に加入するかどうかを、事業主の意思または当該事業に使用されている労働者の意思に任されている事業をいい、事業主が任意加入の申請をし、認可があった日にその事業について保険関係が成立することになります。

## ア 労働保険の暫定任意適用事業

暫定任意適用事業の具体的な範囲は、次の（ア）～（ウ）に掲げる事業です。

- （ア） 民間の個人経営の農業の事業であって、5人未満の労働者を使用するもの。
- （イ） 民間の個人経営の漁業の事業であって、5人未満の労働者を使用するもの。
- （ウ） 民間の個人経営の林業の事業であって、労働者を常時は使用せず、かつ1年以内の期間において使用労働者延人員が300人未満のもの。

ただし、上記に該当する事業であっても、以下のものについては暫定任意適用事業とはされず、適用事業となります。

- ・ （ア）、（イ）のうち特定危険有害作業を行う事業であって、常時労働者を使用するもの。
- ・ （ア）のうち特定農業機械作業従事者、一定の危険有害作業を行う一定規模以上の農業の個人事業主等が特別加入した場合における当該事業。
- ・ （イ）のうち総トン数5トン以上の漁船による事業であって、河川、湖沼及び特定の水面以外の場所で主として操業するもの。

つまり、暫定任意適用事業とされている事業は、農林水産の事業のうち、「業務災害の発生のおそれが多いものとして厚生労働大臣が定める事業」を除き、原則として労働者数5人未満の個人経営の事業です。

## イ 事業の適用単位

労働保険は、事業を単位として適用されます。ここでいう事業とは、一つの経営組織として独立性をもったもの、つまり、一定の場所において一定の組織のもとに有機的に相関連して行われる一体的な経営活動がこれに当たります。

従って、事業とは、経営上一体をなす本店、支店、工場等を総合した企業そのものを指すのではなく、個々の本店、支店、工場、鉱山、事務所のように一つの経営組織として独立性をもった経営体ということになります。

一般に、一つの事業であるか否かは場所的見地から決定することができ、同一場所にあるものは原則として分割することなく一つの事業とし、場所的に分離されているものは別個の事業として取り扱うことになります。

すなわち、一つの事業として取り扱うか否かは、次の見地から判断されます。

- （ア） 場所的に他の事業場から独立しているかどうか。
- （イ） 組織的に一つの単位体をなし、経理、人事、経営（業務）上の指揮監督、作業工程において独立性があるかどうか。
- （ウ） 施設として相当期間継続性を有するかどうか。

しかし、同一場所にあっても、経営組織上二つ以上の部門に区分することができる場合は、それらの各部門をそれぞれ独立した事業として取り扱うことになっています。

逆に、場所的に分散しているものであっても、出張所、支店等で規模が小さく、その上部機関等との組織的関連ないし事務能力からみて一つの事業という程度の独立性がないものについては、直近上位の組織に包括して全体を一つの事業として取り扱うことになります。

## ウ 適用除外

適用除外となる事業または人については、労災・雇用両保険に係る保険関係ごとに異なります。

### (ア) 労災保険の適用除外

国の直営事業及び非現業の官公署

### (イ) 雇用保険の適用除外

- a ~~6-5歳に達した日以後に雇用される者(平成29年1月1日～雇用保険法改正)~~
- b 一週間の所定労働時間が20時間未満である者（日雇労働被保険者に該当する者を除く）
- c 同一の事業主に継続して31日以上雇用されることが見込まれない者
- d 季節的に雇用されるものであって、4ヶ月以内の期間を定めて雇用される者または1週間の所定労働時間が30時間未満である者
- e 昼間学生
- f 船員法第1条に規定する船員であって、漁船（政令に定めるものに限る）に乗り込むため雇用される者（1年を通じて雇用される場合を除く）
- g 国、都道府県、市町村その他これらに準ずるものの事業に雇用される者のうち、離職した場合に、他の法令等に基づいて支給を受けるべき諸給与の内容が、求職者給付及び就職促進給付の内容を超えると認められる者であって、厚生労働省令で定めるもの

## エ 一元適用事業及び二元適用事業

(ア) **一元適用事業**とは、労災保険に係る保険関係と、雇用保険に係る保険関係との双方を一の事業についての保険関係として取扱い、一般保険料の算定、徴収等を両保険につき一元的に処理する事業をいいます。

(イ) **二元適用事業**とは、労災保険と雇用保険の間で適用労働者の範囲が異なること、事業の適用単位を統一しがたい実情にあること等、適用上区別して扱うべき事業があるため、それぞれの保険関係を別個に二つの事業とみなして取扱い、労働保険料の算定、納付等の事務は、この二つの事業ごとに処理する事業をいいます。具体的には以下のaからeの事業が該当します。

- a 都道府県及び市町村の行う事業
- b 都道府県に準ずるもの及び市町村に準ずる者の行う事業
- c 船内荷役、はしけ運送、沿岸荷役等港湾労働法第2条第2号の港湾運送の行為を行う事業
- d 農林水産の事業（雇用保険法附則第2条第1項各号に掲げる事業）
- e 建設の事業

## オ 継続事業の一括について

労災保険の保険関係は、個々の適用事業単位に成立するのが原則ですから、一つの会社でも、支店や営業所ごとに数個の保険関係が成立することがあります。

しかし、一定の要件を満たす継続事業については、これら複数の保険関係を厚生労働大臣が指定した一つの事業において、まとめて処理することができます。これを「継続事業の一括」と呼んでいます。

この継続事業の一括は、事業主の申請に基づく厚生労働大臣の認可が必要です。

(ア) 一括の要件

継続事業の事業主が、保険関係が成立している2以上の事業について継続事業の一括をしようとするときは、それぞれの事業が、次のすべての要件に該当していなければなりません。

- a 継続事業であること
- b 指定事業と被一括事業の事業主が同一であること
- c 一括の認可を受けようとするそれぞれの事業が、次の(a)～(c)までのいずれか一つに該当すること
  - (a) 労災保険に係る保険関係が成立している事業のうち二元適用事業
  - (b) 雇用保険に係る保険関係が成立している事業のうち二元適用事業
  - (c) 一元適用事業であって、労災保険及び雇用保険の両保険にかかる保険関係が成立しているもの
- d それぞれの事業について「労災保険率表」による「事業の種類」が同じであること。  
また、継続事業の一括の認可を受けるための具体的要件として、次の各要件が具備されている必要があります
  - (a) 指定事業において、被一括事業の使用労働者数及び労働者に支払われる賃金の明細の把握ができていること
  - (b) 労働保険事務を円滑に処理する事務能力を有していること
  - (c) それぞれの事業について、従来から保険料の申告及び納付等が適正に行われていること

(イ) 一括の効果

一括申請が認可されると、厚生労働大臣が指定した事業（指定事業といいます）に保険関係がまとめられ、その他の事業についての保険関係は消滅します。指定事業においては、事業規模が拡大することとなるので、増加概算保険料の申告及び納付の手続きを要する場合があります。一方、消滅した事業については確定精算の手続きが必要となります。

なお、一括されたそれぞれの事業の労働者に係る労災保険給付の事務等は、その労働者の属する被一括事業の所在地を管轄する監督署長が行うこととなります。

(ウ) 申請手続き

継続事業の一括を受けようとする事業主は、「継続事業一括認可・追加・取消申請書」を、指定事業を管轄する監督署長又は安定所長を経由して、労働局長へ提出することとなっています。（保険関係成立届と同じです。）

継続事業の一括の申請を受けた労働局長は、その申請に対する認可又は不認可の通知を行います。

また、初めて継続事業の一括を申請する場合で、一括しようとする事業が新たに開始されたものである場合は、「保険関係成立届」（暫定任意適用事業である場合は、「任意加入申請書」）を、その一括されるべき事務組合の所在地を管轄する監督署長（所掌1分）又は、事業場の所在地を管轄する安定所長（所掌3分）を経由して、労働局長に提出してください（指定事業及び被一括事業分それぞれ必要です）。

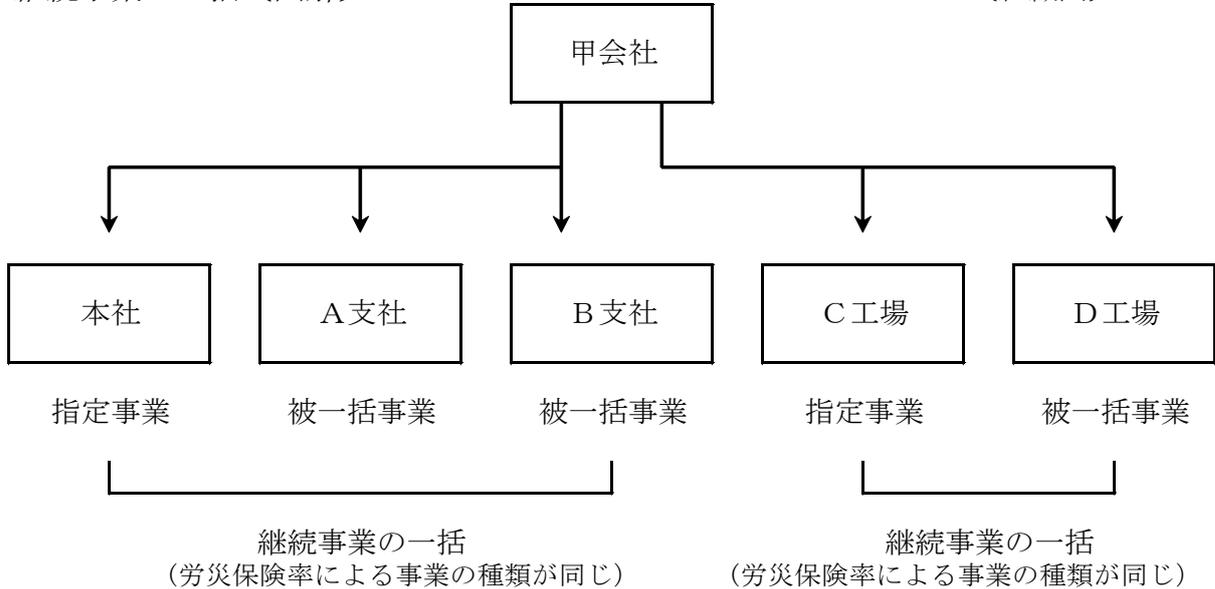
なお、継続事業の一括を申請する時点ですでに保険関係が成立している事業については「保険関係成立届」（「任意加入申請書」）は必要としません。

(エ) 一括されている事業の名称、所在地、労働保険番号を変えた場合

指定を受けた事業以外の事業の名称又は当該事業の行われる場所に変更があったときは、遅滞なく「継続事業一括変更申請書/継続被一括事業名称・所在地変更届」を、指定事業の所轄の労働局長に提出することになります。

継続事業の一括 [図解]

[組織図]



## カ 労働保険と船員保険の統合について

平成22年1月1日から、船員保険制度の職務上疾病・年金部門が労災保険と、失業部門が雇用保険と統合されました。この統合により、船員法第1条で規定する「船員」が雇用される事業が労働保険の保険料の徴収等に関する法律（以下「徴収法」という）の適用を受けることとなります。

このため、以前は船員保険で成立していた保険関係が、平成22年1月1日以降は船員雇用事業として労働保険で保険関係を成立させることとなります。

(ア) 事業の種類について

船員雇用事業は業種番号「90」として新設され、その事業の種類は以下のとおりです。

9001・・・・・・水産動植物の採捕又は養殖の事業

9002, 9004・外航若しくは内航の旅客運送事業

9003, 9005・外航若しくは内航の貨物運送事業

9006・・・・・・その他の船舶所有者の事業（調査研究、沈没船の引揚げ、船内売店等）

(イ) 適用関係について

船員雇用事業は一元の継続事業として保険関係を成立させてください。

(ウ) 労働保険番号の取扱いについて

船員雇用事業は一元の継続事業として成立するため、末尾0で成立させることとなります。しかし、他の業種と区分して取り扱うことから、「92万台」の基幹番号を船員雇用事業専用の番号として使用することとなります。

従って、すでに末尾0の保険番号を付与されている事務組合であっても、船員雇用事業の委託を新規に受ける場合は、新たに「92万台」の基幹番号の付与を受ける必要があります。「基幹番号追加付与願」により追加付与の手続きをしてください。

また、所掌の変更を伴う場合には、「認可申請書記載事項等変更届」をあわせて提出してください。

(エ) 免除対象高齢労働者

旧船員保険制度においては、適用除外年齢が60歳以上の者であったのに対して、雇用保険の適用除外年齢は保険年度の初日に64歳以上の者であることから、雇用保険法附則に経過措置を設け、段階的に適用除外年齢を引き上げることとしています。

年度更新	免除年度	年 齢	生年月日
H30年度	平成29年度（確定）から免除	満63歳以上	昭和29年4月1日までに生まれた者
	平成30年度（概算）から免除	満64歳以上	昭和29年4月1日までに生まれた者
H31年度	平成30年度（確定）から免除	満64歳以上	昭和29年4月1日までに生まれた者
	平成31年度（概算）から免除	満64歳以上	昭和30年4月1日までに生まれた者

### (3) 労災保険の特別加入制度について

#### ア 特別加入制度の概要

労災保険は、事業に使用される労働者の保護を目的とする制度ですから、事業主、自営業者、家族従事者その他労働者でない者の災害は、本来ならば労災保険の保護の対象にはなりません。また、労災保険法の適用については、法律の適用原則として属地主義がとられており、海外の事業場に派遣された者の災害は日本国内の労災保険保護の対象とならないとされています。

しかしながら、中小事業主、自営業者、家族従事者などの中には労働者と同様の作業をしており、作業の実態や災害の発生状況などからみて、労働者に準じて保護するにふさわしい者がいます。また、海外の事業場に派遣された者についても、海外の保険制度の適用範囲や給付内容が十分でないために、我が国の労災保険による保護が必要な者がいます。

そこで、これらの者に対しても、制度本来の建前を損なわない範囲で特別に任意に加入することを認め、一定の要件を充たす災害について、保険給付を行うこととしています。これを労災保険の「**特別加入制度**」といい、特別加入を認める者の範囲を次のとおり定めています。

- (ア) 労働保険事務組合に労働保険事務の処理を委託する中小事業主
- (イ) (ア)の中小事業主が行う事業に従事する労働者以外の者
- (ウ) 常態として労働者を使用しないで土木・建築その他一定の事業を行う一人親方その他の自営業者
- (エ) (ウ)の一人親方その他の自営業者が行う事業に従事する労働者以外の者
- (オ) 指定農業機械を使用する農作業従事者、特定農作業従事者、労働組合等の常勤役員として一定の作業に従事する者、危険有害物を取り扱う家内労働者、介護作業従事者その他の特定作業従事者
- (カ) 国内の団体又は事業から、海外において行われる事業に従事するために派遣される海外派遣者

#### イ 中小事業主等の特別加入

##### (ア) 特別加入者の範囲

特別加入をすることができる中小事業主(事業主が法人その他の団体であるときはその代表者)は、**労働保険事務組合に労働保険事務の処理を委託する者**に限られています。

- a 中小事業主には、年間を通じて労働者を1人以上使用する場合はもちろん、**労働者を使用する日の合計が、年間100日以上**となることが見込まれる場合も含まれます。
- b 数次の請負による建設の事業の下請事業を行う事業主も、中小事業主等の特別加入の「事業主」として取り扱われます。この場合、当該事業主が自ら行う建設工事について、一括有期事業の保険関係が成立していることを要します。また事務所に労働者がいないため、一括有期事業に係る保険関係のみ成立し、中小事業主等の特別加入をしている者は、事務所に係る業務災害についても当該特別加入により給付を受けられる場合があります。

- c 中小事業主の特別加入は、労働者に係る保険関係に組み込まれることによって行われるので、2以上の事業を行っている中小事業主がこれらの全ての事業に特別加入しようとするときは、原則として**それぞれの事業ごと**に、成立している保険関係に基づいて全て**特別加入しなければなりません**。
- d 中小事業主が行う事業に従事する者も特別加入できます。これらの者とは労働者以外の者で、その事業に常態として従事している家族従事者や中小事業主が法人その他団体である場合における代表者以外の役員などをいいます。

#### (イ) 中小事業主等の特別加入の申請手続

特別加入するには、「**特別加入申請書（中小事業主等）**（様式第34号の7）」を管轄の労働基準監督署長を経由して労働局長に提出し、その承認を受けることが必要です。この事務処理は、事務組合を通じて行うことになります。この加入申請は、中小事業主とその事業に常態として従事している家族従事者、または前述した法人の場合の役員（労働者以外の者）がいるときはそれらの者**全員を包括して加入申請**しなければなりません。

ただし、病気などの理由により就業実態のない事業主については、加入申請書に「**理由書**（最終ページ参照）」を添付することにより、自らを包括加入の対象から除外することができます。

なお、特別加入の加入申請に対する労働局長の承認については、当該加入申請の日の翌日から起算して30日の範囲内において申請者が加入を希望する日が承認年月日となります（**任意加入ですので遡及して承認することはできません**）。

##### a 特別加入申請書の記載の注意

- (a) 「特別加入予定者の氏名」欄には、中小事業主とともに包括加入しなければならない家族従事者又は役員などの氏名をすべて記載します。

記載の際には該当者の「**氏名フリガナ**」及び「**生年月日（和暦）**」を必ず記載してください。

- (b) 「業務の内容」欄には、特別加入者の行う業務の具体的内容、**使用労働者の所定労働時間及び休憩時間**を記載します。

「**除染作業**」の有無も必ず記載してください。

なお、事業主の立場で行われる**事業主本来の業務**（例えば・・・役員会への出席、経営全般等）は特別加入の対象外業務のため、**記載しない**でください。

- (c) 「希望する**給付基礎日額**」欄には、特別加入保険料算定基礎額表の中から給付基礎日額を決めて記載します。この給付基礎日額は労働保険料を算定する場合や保険給付を受ける場合の基礎となるものですから、特別加入者の収入等に相応した額を選択して記載します。

「**従事する特定業務**」欄は、必ず該当する項目に○を付けてください。

特定業務に該当する場合は「業務歴」欄に必要事項を必ず記載し、該当しない場合は斜線を引いてください。

##### b 特別加入前に健康診断が必要な場合

特別加入を希望する「中小事業主」や「中小事業主が行う事業に従事する者（労働者以外の者）」（以下「中小事業主等」といいます）については、次頁の特別加入予定業務の種類ごとに定められた従事期間を超えて従事したことがある場合には、**特別加入前に健康診断**を受ける必要があります（申請書には、具体的な**工具名や有機溶剤の材料名**を記載してください）。

特別加入予定の業務の種類		特別加入前に左記の業務に従事した期間(通算期間)
1	粉じん作業を行う業務	3年
3	身体に振動を与える業務	1年
5	鉛業務	6ヶ月
7	有機・特別有機溶剤業務	6ヶ月

※業務歴において「粉じん作業」とは、じん肺法施行規則第2条別表で定められている作業を示しています。

#### (ウ) 特別加入の承認基準

中小事業主の特別加入は、次のすべての基準に合致することが必要です。

- a その事業について保険関係が成立していること。
- b その事業に係る労働保険事務が事務組合に委託されていること。
- c 常時300人（金融業、保険業、不動産業又は小売業の場合は50人、卸売業又はサービス業の場合は100人）以下の労働者を使用する事業主であり、労働者を使用する日の合計が、年間100日以上となることが見込まれること。
- d 特別加入申請書の「業務の内容」欄に、従事する業務の具体的内容及び使用労働者の所定労働時間が記載されていること。

#### (エ) 特別加入後の変更

特別加入承認後、次の事項に変更があったときは、「**特別加入に関する変更届**（様式第34号の8）」を遅滞なく管轄の労働基準監督署長を経由して労働局長に提出しなければなりません。

なお、**変更決定年月日**については、**当該届出の日の翌日から起算して30日の範囲内の変更を希望する日**となります。

- a 事業主の氏名、事業主の行う事業に従事する者の氏名
- b 従事する業務または作業の内容
- c 事業主と事業主の行う事業に従事するものとの関係
- d 新たに事業主または事業主の行う事業に従事する者となった者があるとき
- e 事業主または事業主の行う事業に従事する者でなくなったとき

#### (オ) 特別加入の取消し等

- a 「事業廃止による委託解除、死亡、離職」などにより特別加入者が特別加入者としての条件に該当しなくなった場合、その事業に係る特別加入者の**地位が自動的に消滅**します。また、保険料は消滅した当該月まで負担することになります。

なお、委託解除以外の事由による特別加入者の異動（自動消滅）については、「特別加入に関する変更届」の提出が必要です。この場合、「異動年月日」と「変更決定を希望する日」は、その事由が発生した日となります。

また、「**自動消滅**」による**遡及脱退**の場合、**その事由を確認できる書類**を必ず添付願います。なお、**書類の添付がない場合**、自動消滅たる事由の確認ができないため、**労働基準監督署で受付をした翌日の属する月までの保険料を負担**していただくこととなります。

- b 自動消滅以外の理由（経済的事情や不要となった等）で、その事業に係る特別加入者全員が脱退しようとするときは、「**特別加入脱退申請書**（様式第34号の8）」を提出し、承認を受ける必要があります。**この場合の遡及脱退は認められていません**ので特にご留意願います。

保険料は、脱退申請の承認月日（**労働基準監督署の受付日から起算して30日以内**）の**属する月までの分を負担**する必要があります。

#### （カ）委託する事務組合の変更

特別加入者である中小事業主が委託先の変更を行う場合であって、旧事務組合を委託解除した日の翌日に新事務組合への委託を開始するときは、旧事務組合を委託解除した日をもって特別加入から脱退することを希望する場合を除き、特別加入者の地位は継続されます。なお、地位の継続は同一内容の場合に限られ、内容が変更される場合は改めて加入し直しとなります。

新事務組合でも引き続き特別加入の継続を希望する場合には、「**保険関係成立届**（事務処理委託届）」を提出する際に、保険関係成立届の下部余白部分に「**委託換え特別加入継続希望**」と朱書きのうえ、旧事務組合から発行される「**労働保険事務委託解除通知書**（組様式第11号）」の**写し**を添付してください。

なお、この場合には事務処理委託開始後**10日以内**に保険関係成立届の提出が必要となります。

### ウ 一人親方等の特別加入

#### （ア）特別加入者の範囲

特別加入をすることができる一人親方、その他の自営業者は、次に掲げる種類の事業を、常態として労働者を使用しないで行う者に限られています。

- a 自動車を使用して行う旅客又は貨物の運送の事業
- b 建設の事業（土木、建築その他の建設、改造、保存、修理、変更、破壊若しくは解体又はその準備の事業）  
※「大工、とび、左官」などのいわゆる一人親方をいいますが、特に職種は限定していません。
- c 漁船による水産動植物の採捕の事業
- d 林業の事業
- e 医薬品の配置販売の事業（北海道に当該事業による特別加入団体はありません）
- f 再生資源取り扱いの事業

一人親方その他の自営事業者の特別加入については、前述のとおり「**常態として労働者を使用しない**」で事業を行うものであることが必要であり、労働者を使用する日の合計が**年間100日以上と見込まれる者**は、一人親方その他の自営業者としては**特別加入が認められません**。

なお、一人親方その他の自営業者が行う事業に従事する者、すなわち労働者以外の者で、その事業に従事している家族従事者も特別加入できます。

#### （イ）一人親方等の特別加入の申請手続

一人親方等の特別加入については、中小事業主等の特別加入の場合と異なり、労働者についての保険関係がありませんので、一人親方等の特別加入団体を適用事業及びその代表者を事業主とみなし、その団体の構成員である一人親方等をその団体に使用される労働者とみなして、適用事業の保険関係と同様に取り扱われます。この場合、当該団体は、すべて継続事業として取り扱われます。

a 特別加入にあたっての前提要件

(a) 団体の構成員であること

一人親方等が所属する団体が加入単位となります。一人親方等の団体が法人であるか任意の団体であるかは問いません。団体は、特別加入が認められますと、事業主とみなされ保険料の納付など、一切の労働保険事務を処理することになります。

(b) 特別加入前の健康診断

「中小事業主等の特別加入」と同様です。

b 特別加入のための申請手続

(a) 加入するためには、一人親方等の団体が「**特別加入申請書（一人親方等）**（様式第34号の10）」を所轄の労働基準監督署長を経由して労働局長に提出し、その承認を受けることが必要です。本来は、当該団体が承認申請をするのですが、労働保険事務の処理を事務組合に委託している際の事務処理は、事務組合を通じて行うこととなります。この場合の提出先は、事務組合の主たる所在地を管轄する労働基準監督署長となります。

なお、特別加入申請に対する労働局長の承認年月日については、当該**加入申請の日の翌日から起算して30日の範囲内の申請者が加入を希望する日**となります。

(b) 一人親方の特別加入内容に変更が生じた場合は、「**特別加入に関する変更届**（様式第34号の8）」により、変更承認を受けることとなります。

c 特別加入申請書等の記載に当たっての注意

「特別加入申請書」に記載する事項の「**特別加入予定者の氏名（フリガナ）・生年月日**」欄、「**除染作業の有無、従事する特定業務**」欄、「**希望する給付基礎日額**」欄などは、中小事業主等の場合と同様です。

なお、「**業務又は作業の内容**」欄については、具体的に記載することが必要です。

(ウ) 特別加入承認の取消し等

a 「事業廃止、死亡、役員退任、特別加入団体の構成員ではなくなった」等特別加入者としての条件に該当しなくなった場合、特別加入者として救済すべき事由が発生し得なくなったことにより、特別加入者の**地位が自動的に消滅**します。また、保険料は消滅した当該月まで負担することとなります。

なお、中小事業主等の場合と同じく、委託解除以外の事由による特別加入者の異動（自動消滅）については、「**特別加入に関する変更届**（様式第34号の8）」の提出が必要です。この場合、「異動年月日」と「変更決定を希望する日」は、その事由が発生した日となります。

また、「**自動消滅**」による**遡及脱退**の場合、その事由を**確認できる書類**を必ず添付願います。

なお、**書類の添付がない場合**、自動消滅たる事由の確認ができないため、**労働基準監督署で受付をした翌日の属する月までの保険料負担**をしていただくこととなります。

b 自動消滅以外の理由（経済的理由や必要がなくなった等）であっても「**特別加入に関する変更届**（様式第34号の8）」の提出が必要となります。保険料は、脱退申請の承認月日（監督署受付の日から起算して30日以内）の属する月までの分を負担する必要があります。

**この場合の遡及脱退は認められていませんので、特にご留意願います。**

(エ) 一人親方等の加入団体の承認基準（新たな加入団体をつくる場合）

次のすべての基準に合致することが必要です。

- a 加入申請をする団体は、一人親方その他の自営業者の**相当数を構成員**とするものであること。
- b 構成員の範囲、構成員たる**地位の得喪の手續等が明確**であること。その他団体の組織運営方法などが整備されていること（団体は、法人でも任意団体でもかまわない。）
- c 労働保険事務処理の行為が、その団体の**定款、規約などで規定**されている事業目的、内容から正当なものと認められること。
- d その団体の事務体制、財務内容からみて、労働保険事務を確実に**処理する能力がある**こと。
- e その団体の地区が、団体の主たる事務所の所在地を中心にした、徴収法施行規則第6条第2項第4号に**定める区域を越えない**ものであること。
- f 「特別加入申請書」の「業務又は作業の内容」欄が、特別加入できる業務の範囲内において、各人の業務又は作業の具体的内容を明らかにするものであること。
- g **業務災害の防止に関する規定**が整備され、かつ、それを構成員に遵守させることが可能な体制であること。

**エ 給付基礎日額変更**

既に特別加入されている方の給付基礎日額の変更については、**事前申請期間**として「**3月2日から3月31日**まで」に所轄の労働基準監督署長へ「給付基礎日額変更申請書（特様式第2号）」を提出する方法と、**事後申請期間**として**年度更新期間**「**6月1日から7月10日**まで」に、第1種特別加入者（中小事業主等）については「給付基礎日額変更申請書（特様式第2号）」もしくは申告書内訳にて変更、第2種特別加入者（一人親方・特定作業従事者）については「給付基礎日額変更申請書（特様式第2号）」により変更する方法があります。

いずれの場合にあっても、**変更は一年に一回限り**とされ、事後申請にあつては4月1日から日額変更申請書（申請書・申告書内訳）の提出までに**災害が発生していた場合には変更が認められない**ことになっていますので、ご留意願います。

#### (4) 委託事業場に関する処理について

	保険関係	安定所への提出書類 (末尾0・1・2・3)	監督署への提出書類 (末尾4・5・6・7・8)
新規委託	一元両保険(113)	・労働保険関係成立届(事務処理委託届) 【雇用保険の設置がある場合、以下を提出】 ・雇用保険適用事業所設置届 ・雇用保険被保険者資格取得届	・特別加入申請書
	一元労災片保険(313)	・労働保険関係成立届(事務処理委託届)	・特別加入申請書
	二元事業(713)(753)	・労働保険関係成立届(事務処理委託届) もしくは任意加入申請書(事務処理委託届) 【雇用保険の設置がある場合、以下を提出】 ・雇用保険適用事業所設置届 ・雇用保険被保険者資格取得届	・労働保険関係成立届(事務処理委託届)もしくは任意加入申請書(事務処理委託届) ・特別加入申請書
保険関係の変更	一元労災片保険(313) ↓ 一元両保険(113) 【一元合致】	・労働保険関係成立届(事務処理委託届) ・労働保険名称、所在地等変更届 ・雇用保険適用事業所設置届 ・雇用保険被保険者資格取得届	
	一元両保険(113) ↓ 一元労災片保険(313) 【労災片保険】	・労働保険名称、所在地等変更届 ・雇用保険適用事業所廃止届 ・雇用保険被保険者資格喪失届 ・雇用保険被保険者離職証明書	
名称・所在地等の変更	名称、所在地等の変更	・労働保険名称、所在地等変更届 ・雇用保険事業主事業所各種変更届【委託換え、個別→委託で労働保険番号が変更される場合含む】	・労働保険名称、所在地等変更届
	一元両保険 ↓ 二元事業	・労働保険名称、所在地等変更届 ・雇用保険事業主事業所各種変更届 【末尾0・1→2・3】	・労働保険関係成立届(事務処理委託届) 【末尾0・1→4・5・6・7】
	二元事業 ↓ 一元両保険	・労働保険名称、所在地等変更届 ・雇用保険事業主事業所各種変更届 【末尾2・3→0・1】	・労働保険事務等処理委託解除届 【末尾4・5・6・7→0・1】
委託解除	一元両保険	・労働保険事務等処理委託解除届 【雇用保険の廃止がある場合、以下を提出】 ・雇用保険適用事業所廃止届 ・雇用保険被保険者資格喪失届 ・雇用保険被保険者離職証明書	
	一元労災片保険(313)	・労働保険事務等処理委託解除届	
	二元事業(713)(753)	・労働保険事務等処理委託解除届 【雇用保険の廃止がある場合、以下を提出】 ・雇用保険適用事業所廃止届 ・雇用保険被保険者資格喪失届 ・雇用保険被保険者離職証明書	・労働保険事務等処理委託解除届

※各届出は、事実発生した日の翌日から**10日以内**に提出してください。

(ただし、雇用保険被保険者資格取得届、特別加入申請書を除く。)

※各届出に関する添付書類等については、管轄の安定所又は監督署にお尋ねください。

**ア 保険関係成立届（事務処理委託届）記載例（個別から委託の場合）**

記入枠内は、大きい字ではっきりと記入してください。

**該当する数字を記入してください。**

**主たる事務所の所在地を記入してください。**

**電話番号を右づめで必ず記入してください。**

**法人のときは名称のみ、個人のときは事業主氏名も必ず記入してください。**

**⑦欄の合計人数を記入してください。**

**※となっていますが、片保険の場合理由を記入してください。2…別の労働保険番号で加入 4…対象となる労働者がいない**

**法人番号を記入してください。個人事業所の場合は全て「0」を記入してください。個人番号を誤って記入しないでください。**

**委託前から他の事務組合又は個別保険関係が成立していた場合、余白に「委託換」、「個別→委託」など記入してください。**

**実際に事業を行っている事業場の所在地、名称を記入してください。**

**事業の内容をできるだけ詳しく記入してください。**

**労災保険率表による事業の種類の詳細番号を記入してください。**

**記名・押印又は代表者自筆の署名をしてください。**

**保険年度における1日平均使用労働者の見込数を記入してください。**

**113…一元両保険 313…一元労災片保険 713…二元雇用 713…二元労災 753…二元労災（一括有期）**

**委託前から他の事務組合又は個別で保険関係が成立していた場合、その成立年月日及び労働保険番号を記入してください。**

**同一事業所で別の労働保険番号を持っている場合は記入してください。**

**記名・押印（代表者印を押印）又は自筆の署名をしてください。**

**委託年月日を必ず記入してください。**

**提出用**

様式第1号（第4条、第64条、附則第2条関係）（1）（表面）

労働保険 { 0: 保険関係成立届(継続)(事務処理委託届) 00年△△月××日  
1: 保険関係成立届(有期)  
2: 任意加入申請書(事務処理委託届)

労働局長 労働基準監督局長 公印 労働局長 労働基準監督局長 公印

下記のとおり (イ) 届けます。(31600又は31601のとき) (ロ) 労災保険 (ハ) 雇用保険 の加入を申請します。(31600のとき)

① 事業主氏名 住所又は店舗 氏名又は名称  
000-0000  
札幌市東区北〇条西△丁目〇番△号  
〇〇マンシヨン××号  
011-000-0000

② 事業主住所 札幌市東区北〇条西△丁目〇番△号  
〇〇マンシヨン××号  
011-000-0000

③ 事業の種類 株式会社〇×商店  
食品小売業  
9801

④ 事業の種類 9801

⑤ 加入者の労働保険 労災保険 雇用保険  
加入者数 10年1月10日 10年1月10日  
短期 2人  
雇用保険 日額 4,800円  
労災保険 労災保険率の算出額

⑥ 所在地 〇×××××  
札幌市東区北〇条西△丁目〇番△号  
〇〇マンシヨン××号  
011-000-0000

⑦ 委託事務組合 労働保険事務組合  
北海道△△協同組合  
代表者氏名 〇〇〇〇  
代表者印 代表者印

⑧ 事業開始年月日 年 月 日  
⑨ 事業終了年月日 年 月 日  
⑩ 建設の事業の積立金額 円  
⑪ 立木の伐採の事業の素材見込生産量 立方メートル

⑫ 労働保険関係成立日 (31600又は31601のとき) (元号;平成は7)  
7-10-01-10  
⑬ 事業終了予定年月日 (31600又は31601のとき) (元号;平成は7)  
7-29-10-01  
⑭ 常時使用する労働者数 (31600又は31601のとき)  
2  
⑮ 労働保険関係成立日 (31600又は31601のとき) (元号;平成は7)  
7-10-01-10  
⑯ 事業終了予定年月日 (31600又は31601のとき) (元号;平成は7)  
7-29-10-01  
⑰ 常時使用する労働者数 (31600又は31601のとき)  
2  
⑱ 労働保険関係成立日 (31600又は31601のとき) (元号;平成は7)  
7-10-01-10  
⑲ 事業終了予定年月日 (31600又は31601のとき) (元号;平成は7)  
7-29-10-01  
⑳ 常時使用する労働者数 (31600又は31601のとき)  
2  
㉑ 労働保険関係成立日 (31600又は31601のとき) (元号;平成は7)  
7-10-01-10  
㉒ 事業終了予定年月日 (31600又は31601のとき) (元号;平成は7)  
7-29-10-01  
㉓ 常時使用する労働者数 (31600又は31601のとき)  
2  
㉔ 労働保険関係成立日 (31600又は31601のとき) (元号;平成は7)  
7-10-01-10  
㉕ 事業終了予定年月日 (31600又は31601のとき) (元号;平成は7)  
7-29-10-01  
㉖ 常時使用する労働者数 (31600又は31601のとき)  
2  
㉗ 労働保険関係成立日 (31600又は31601のとき) (元号;平成は7)  
7-10-01-10  
㉘ 事業終了予定年月日 (31600又は31601のとき) (元号;平成は7)  
7-29-10-01  
㉙ 常時使用する労働者数 (31600又は31601のとき)  
2  
㉚ 労働保険関係成立日 (31600又は31601のとき) (元号;平成は7)  
7-10-01-10  
㉛ 事業終了予定年月日 (31600又は31601のとき) (元号;平成は7)  
7-29-10-01  
㉜ 常時使用する労働者数 (31600又は31601のとき)  
2  
㉝ 労働保険関係成立日 (31600又は31601のとき) (元号;平成は7)  
7-10-01-10  
㉞ 事業終了予定年月日 (31600又は31601のとき) (元号;平成は7)  
7-29-10-01  
㉟ 常時使用する労働者数 (31600又は31601のとき)  
2  
㊱ 労働保険関係成立日 (31600又は31601のとき) (元号;平成は7)  
7-10-01-10  
㊲ 事業終了予定年月日 (31600又は31601のとき) (元号;平成は7)  
7-29-10-01  
㊳ 常時使用する労働者数 (31600又は31601のとき)  
2  
㊴ 労働保険関係成立日 (31600又は31601のとき) (元号;平成は7)  
7-10-01-10  
㊵ 事業終了予定年月日 (31600又は31601のとき) (元号;平成は7)  
7-29-10-01  
㊶ 常時使用する労働者数 (31600又は31601のとき)  
2  
㊷ 労働保険関係成立日 (31600又は31601のとき) (元号;平成は7)  
7-10-01-10  
㊸ 事業終了予定年月日 (31600又は31601のとき) (元号;平成は7)  
7-29-10-01  
㊹ 常時使用する労働者数 (31600又は31601のとき)  
2  
㊺ 労働保険関係成立日 (31600又は31601のとき) (元号;平成は7)  
7-10-01-10  
㊻ 事業終了予定年月日 (31600又は31601のとき) (元号;平成は7)  
7-29-10-01  
㊼ 常時使用する労働者数 (31600又は31601のとき)  
2  
㊽ 労働保険関係成立日 (31600又は31601のとき) (元号;平成は7)  
7-10-01-10  
㊾ 事業終了予定年月日 (31600又は31601のとき) (元号;平成は7)  
7-29-10-01  
㊿ 常時使用する労働者数 (31600又は31601のとき)  
2

① 事業主氏名 (法人のときはその名称及び代表者の氏名) 記名押印又は署名  
株式会社 〇×商店  
代表取締役 〇× △男 印

② 事業主住所 (法人のときはその名称及び代表者の氏名) 記名押印又は署名  
株式会社 〇×商店  
代表取締役 〇× △男 印

③ 事業主住所 (法人のときはその名称及び代表者の氏名) 記名押印又は署名  
株式会社 〇×商店  
代表取締役 〇× △男 印

④ 事業主住所 (法人のときはその名称及び代表者の氏名) 記名押印又は署名  
株式会社 〇×商店  
代表取締役 〇× △男 印

⑤ 事業主住所 (法人のときはその名称及び代表者の氏名) 記名押印又は署名  
株式会社 〇×商店  
代表取締役 〇× △男 印

⑥ 事業主住所 (法人のときはその名称及び代表者の氏名) 記名押印又は署名  
株式会社 〇×商店  
代表取締役 〇× △男 印

⑦ 事業主住所 (法人のときはその名称及び代表者の氏名) 記名押印又は署名  
株式会社 〇×商店  
代表取締役 〇× △男 印

⑧ 事業主住所 (法人のときはその名称及び代表者の氏名) 記名押印又は署名  
株式会社 〇×商店  
代表取締役 〇× △男 印

⑨ 事業主住所 (法人のときはその名称及び代表者の氏名) 記名押印又は署名  
株式会社 〇×商店  
代表取締役 〇× △男 印

⑩ 事業主住所 (法人のときはその名称及び代表者の氏名) 記名押印又は署名  
株式会社 〇×商店  
代表取締役 〇× △男 印

⑪ 事業主住所 (法人のときはその名称及び代表者の氏名) 記名押印又は署名  
株式会社 〇×商店  
代表取締役 〇× △男 印

⑫ 事業主住所 (法人のときはその名称及び代表者の氏名) 記名押印又は署名  
株式会社 〇×商店  
代表取締役 〇× △男 印

⑬ 事業主住所 (法人のときはその名称及び代表者の氏名) 記名押印又は署名  
株式会社 〇×商店  
代表取締役 〇× △男 印

⑭ 事業主住所 (法人のときはその名称及び代表者の氏名) 記名押印又は署名  
株式会社 〇×商店  
代表取締役 〇× △男 印

⑮ 事業主住所 (法人のときはその名称及び代表者の氏名) 記名押印又は署名  
株式会社 〇×商店  
代表取締役 〇× △男 印

⑯ 事業主住所 (法人のときはその名称及び代表者の氏名) 記名押印又は署名  
株式会社 〇×商店  
代表取締役 〇× △男 印

⑰ 事業主住所 (法人のときはその名称及び代表者の氏名) 記名押印又は署名  
株式会社 〇×商店  
代表取締役 〇× △男 印

⑱ 事業主住所 (法人のときはその名称及び代表者の氏名) 記名押印又は署名  
株式会社 〇×商店  
代表取締役 〇× △男 印

⑲ 事業主住所 (法人のときはその名称及び代表者の氏名) 記名押印又は署名  
株式会社 〇×商店  
代表取締役 〇× △男 印

⑳ 事業主住所 (法人のときはその名称及び代表者の氏名) 記名押印又は署名  
株式会社 〇×商店  
代表取締役 〇× △男 印

㉑ 事業主住所 (法人のときはその名称及び代表者の氏名) 記名押印又は署名  
株式会社 〇×商店  
代表取締役 〇× △男 印

㉒ 事業主住所 (法人のときはその名称及び代表者の氏名) 記名押印又は署名  
株式会社 〇×商店  
代表取締役 〇× △男 印

㉓ 事業主住所 (法人のときはその名称及び代表者の氏名) 記名押印又は署名  
株式会社 〇×商店  
代表取締役 〇× △男 印

㉔ 事業主住所 (法人のときはその名称及び代表者の氏名) 記名押印又は署名  
株式会社 〇×商店  
代表取締役 〇× △男 印

㉕ 事業主住所 (法人のときはその名称及び代表者の氏名) 記名押印又は署名  
株式会社 〇×商店  
代表取締役 〇× △男 印

㉖ 事業主住所 (法人のときはその名称及び代表者の氏名) 記名押印又は署名  
株式会社 〇×商店  
代表取締役 〇× △男 印

㉗ 事業主住所 (法人のときはその名称及び代表者の氏名) 記名押印又は署名  
株式会社 〇×商店  
代表取締役 〇× △男 印

㉘ 事業主住所 (法人のときはその名称及び代表者の氏名) 記名押印又は署名  
株式会社 〇×商店  
代表取締役 〇× △男 印

㉙ 事業主住所 (法人のときはその名称及び代表者の氏名) 記名押印又は署名  
株式会社 〇×商店  
代表取締役 〇× △男 印

㉚ 事業主住所 (法人のときはその名称及び代表者の氏名) 記名押印又は署名  
株式会社 〇×商店  
代表取締役 〇× △男 印

㉛ 事業主住所 (法人のときはその名称及び代表者の氏名) 記名押印又は署名  
株式会社 〇×商店  
代表取締役 〇× △男 印

㉜ 事業主住所 (法人のときはその名称及び代表者の氏名) 記名押印又は署名  
株式会社 〇×商店  
代表取締役 〇× △男 印

㉝ 事業主住所 (法人のときはその名称及び代表者の氏名) 記名押印又は署名  
株式会社 〇×商店  
代表取締役 〇× △男 印

㉞ 事業主住所 (法人のときはその名称及び代表者の氏名) 記名押印又は署名  
株式会社 〇×商店  
代表取締役 〇× △男 印

㉟ 事業主住所 (法人のときはその名称及び代表者の氏名) 記名押印又は署名  
株式会社 〇×商店  
代表取締役 〇× △男 印

㊱ 事業主住所 (法人のときはその名称及び代表者の氏名) 記名押印又は署名  
株式会社 〇×商店  
代表取締役 〇× △男 印

㊲ 事業主住所 (法人のときはその名称及び代表者の氏名) 記名押印又は署名  
株式会社 〇×商店  
代表取締役 〇× △男 印

㊳ 事業主住所 (法人のときはその名称及び代表者の氏名) 記名押印又は署名  
株式会社 〇×商店  
代表取締役 〇× △男 印

㊴ 事業主住所 (法人のときはその名称及び代表者の氏名) 記名押印又は署名  
株式会社 〇×商店  
代表取締役 〇× △男 印

㊵ 事業主住所 (法人のときはその名称及び代表者の氏名) 記名押印又は署名  
株式会社 〇×商店  
代表取締役 〇× △男 印

㊶ 事業主住所 (法人のときはその名称及び代表者の氏名) 記名押印又は署名  
株式会社 〇×商店  
代表取締役 〇× △男 印

㊷ 事業主住所 (法人のときはその名称及び代表者の氏名) 記名押印又は署名  
株式会社 〇×商店  
代表取締役 〇× △男 印

㊸ 事業主住所 (法人のときはその名称及び代表者の氏名) 記名押印又は署名  
株式会社 〇×商店  
代表取締役 〇× △男 印

㊹ 事業主住所 (法人のときはその名称及び代表者の氏名) 記名押印又は署名  
株式会社 〇×商店  
代表取締役 〇× △男 印

㊺ 事業主住所 (法人のときはその名称及び代表者の氏名) 記名押印又は署名  
株式会社 〇×商店  
代表取締役 〇× △男 印

㊻ 事業主住所 (法人のときはその名称及び代表者の氏名) 記名押印又は署名  
株式会社 〇×商店  
代表取締役 〇× △男 印

㊼ 事業主住所 (法人のときはその名称及び代表者の氏名) 記名押印又は署名  
株式会社 〇×商店  
代表取締役 〇× △男 印

㊽ 事業主住所 (法人のときはその名称及び代表者の氏名) 記名押印又は署名  
株式会社 〇×商店  
代表取締役 〇× △男 印

㊾ 事業主住所 (法人のときはその名称及び代表者の氏名) 記名押印又は署名  
株式会社 〇×商店  
代表取締役 〇× △男 印

㊿ 事業主住所 (法人のときはその名称及び代表者の氏名) 記名押印又は署名  
株式会社 〇×商店  
代表取締役 〇× △男 印

個別から委託



ウ 労働保険名称、所在地等変更届記載例（法人化のための変更）

様式第2号（第5条関係）

提出用

労働保険 名称、所在地等変更届  
下記のとおり届事項に変更があったので届けます。

種別 31604

札幌 労働基準監督署長 公共職業安定所長

00年△△月××日

<p>① 住所又は所在地 事業主氏名又は称</p> <p>② 所在地 事業主氏名又は称</p> <p>③ 事業の種類</p> <p>④ 事業の種別</p> <p>⑤ 事業の種別</p> <p>⑥ 住所又は所在地 事業主氏名又は称</p> <p>⑦ 所在地 事業主氏名又は称</p> <p>⑧ 事業の種類</p> <p>⑨ 変更理由</p>	<p>住所又は所在地 〒 - - - - -</p> <p>所在地 〒 - - - - -</p> <p>事業の種類 ○× 車輛整備 ○× 一郎</p> <p>事業の種別 ○× 車輛整備 ○× 一郎</p> <p>事業の種別 年 月 日 から 年 月 日 まで</p> <p>住所又は所在地 〒 - - - - -</p> <p>所在地 〒 - - - - -</p> <p>事業の種類 株式会社 カーサポート○×</p> <p>変更理由 法人化のため</p>
---	--

⑩ 事業終了予定年月日（元号：平成は7）  
元号 - 年 - 月 - 日

⑪ 変更年月日（元号：平成は7）  
7 - 29 - 07 - 01

⑫ 変更後の労働保険番号  
府 県 所 管 管 轄 (1) 基 幹 番 号 枝 番 号  
01324930000 - 012

⑬ 変更後の事業番号  
事業種 産業分類 特種コード 特種理由コード  
- - - - -

⑭ 事業主  
住所 札幌市中央区北○条西×丁目  
氏名 (株)カーサポート○× 代表取締役 ○× 一郎

変更のある項目について記入してください。

※法人の代表者のみ変更となった場合は提出の必要はありません。

事業の種類の変更は労災保険率の変更を伴うことが多いので明確に記入してください。  
※年度途中で事業の種類が変更になった場合の確定保険料の算定は、変更前と変更後の労災率をそれぞれ乗じることとなります。

変更理由及び年月日を必ず記入してください。

事業主（法人のときは代表者）の記名押印又は署名とし、事務組合にて代印等はいしなくてください。



(イ) 名称、所在地等変更届記載例

変更届に「一元合致」と表示してください。

様式第2号 (第5条関係) 提出用

**一元合致** 労働保険 名称、所在地等変更届

〇〇年△△月××日

種別 **31604**

**札幌** 労働基準監督署長 公共職業安定所長 殿

① 変更前の住所  
 郵便番号: 〇一三二四九三〇〇〇 - 〇一五  
 住所(つづき) 町村名: \_\_\_\_\_  
 住所(つづき) 丁目・番地: \_\_\_\_\_  
 住所(つづき) ビル・マンション名等: \_\_\_\_\_

② 変更後の住所  
 住所(つづき) 町村名: \_\_\_\_\_  
 住所(つづき) 丁目・番地: \_\_\_\_\_  
 住所(つづき) ビル・マンション名等: \_\_\_\_\_

③ 事業主  
 名称・氏名: \_\_\_\_\_  
 名称・氏名(つづき): \_\_\_\_\_  
 名称・氏名(つづき): \_\_\_\_\_  
 電話番号: \_\_\_\_\_

④ 事業の種類  
**一元労災片保険**  
 ⑤ 事業の期間  
 年 月 日 から 年 月 日 まで

⑥ 変更後の住所  
 郵便番号: \_\_\_\_\_  
 住所(つづき) 町村名: \_\_\_\_\_  
 住所(つづき) 丁目・番地: \_\_\_\_\_  
 住所(つづき) ビル・マンション名等: \_\_\_\_\_

⑦ 事業主  
 名称・氏名: \_\_\_\_\_  
 名称・氏名(つづき): \_\_\_\_\_  
 名称・氏名(つづき): \_\_\_\_\_  
 電話番号: \_\_\_\_\_

⑧ 事業の種類  
**一元両保険**

⑨ 変更理由  
**雇用保険の被保険者となる者を雇い入れたため**

⑩ 事業終了予定年月日 (元号;平成は7)  
 元号 - 年 - 月 - 日

⑪ 変更年月日 (元号;平成は7)  
**7 - 29 - 11 - 01**

⑫ 変更後の労働保険番号  
 府 県 所 掌 管 轄 (1) 基 幹 番 号 枝 番 号

⑬ 変更後の元請労働保険番号  
 府 県 所 掌 管 轄 (1) 基 幹 番 号 枝 番 号

⑭ 変更後の事業所番号  
 保 険 関 係 等 区 分 府 県 区 分 管 轄 (2)

⑮ 業 種 ⑯ 産業分類 ⑰ 特掲コード ⑱ 片保険理由コード ⑲ データ指示コード ⑳ 再入力区分

⑳ 修正項目 (英数・カナ)  
 ㉑ 修正項目 (漢字)

事業主 **札幌市中央区北〇条西×丁目**  
 住所 \_\_\_\_\_  
 (株)〇×不動産 記名押印又は署名  
 氏名 **代表取締役 〇× 〇×** **印**  
 (法人のときはその名称及び代表者の氏名)

変更理由及び年月日を必ず記入してください。

事業主(法人のときは代表者)の記名押印又は署名とし、事務組合にて代印等はしないでください。

オ 一元労災片保険記載例（一元両保険から一元労災片保険への変更）

様式第2号（第5条関係）

提出用

労働保険 名称、所在地等変更届

下記のとおり届事項に変更があったので届けます。

種別 **31604**

〇〇年△△月××日

**札幌東** 労働基準監督署長  
公共職業安定所長 殿

① 住所又は所在地  
事業主氏名又は称

② 所在地  
事業名称

③ 住所  
事業名称・氏名

④ 事業の種類  
**一元両保険**

⑤ 事業予定期間  
年 月 日 から  
年 月 日 まで

⑥ 住所又は所在地  
事業主氏名又は称

⑦ 所在地  
事業名称

⑧ 事業の種類  
**一元労災片保険**

⑨ 変更理由  
**雇用保険の被保険者となるべき者が居ないため**

⑩ 事業終了予定年月日（元号：平成は7）  
元号 - 年 - 月 - 日

⑪ 変更後の元請労働保険番号  
府 県 所 管 管 轄 (1) 基 幹 番 号 枝 番 号

⑫ 変更後の事業番号  
府 県 所 管 管 轄 (1) 基 幹 番 号 枝 番 号

⑬ 変更後の労働保険番号  
府 県 所 管 管 轄 (1) 基 幹 番 号 枝 番 号

⑭ 変更後の事業番号  
府 県 所 管 管 轄 (1) 基 幹 番 号 枝 番 号

⑮ 変更後の労働保険番号  
府 県 所 管 管 轄 (1) 基 幹 番 号 枝 番 号

⑯ 変更後の労働保険番号  
府 県 所 管 管 轄 (1) 基 幹 番 号 枝 番 号

⑰ 変更後の労働保険番号  
府 県 所 管 管 轄 (1) 基 幹 番 号 枝 番 号

⑱ 変更後の労働保険番号  
府 県 所 管 管 轄 (1) 基 幹 番 号 枝 番 号

⑲ 変更後の労働保険番号  
府 県 所 管 管 轄 (1) 基 幹 番 号 枝 番 号

⑳ 変更後の労働保険番号  
府 県 所 管 管 轄 (1) 基 幹 番 号 枝 番 号

㉑ 変更後の労働保険番号  
府 県 所 管 管 轄 (1) 基 幹 番 号 枝 番 号

㉒ 変更後の労働保険番号  
府 県 所 管 管 轄 (1) 基 幹 番 号 枝 番 号

㉓ 変更後の労働保険番号  
府 県 所 管 管 轄 (1) 基 幹 番 号 枝 番 号

㉔ 変更後の労働保険番号  
府 県 所 管 管 轄 (1) 基 幹 番 号 枝 番 号

㉕ 変更後の労働保険番号  
府 県 所 管 管 轄 (1) 基 幹 番 号 枝 番 号

㉖ 変更後の労働保険番号  
府 県 所 管 管 轄 (1) 基 幹 番 号 枝 番 号

㉗ 変更後の労働保険番号  
府 県 所 管 管 轄 (1) 基 幹 番 号 枝 番 号

㉘ 変更後の労働保険番号  
府 県 所 管 管 轄 (1) 基 幹 番 号 枝 番 号

㉙ 変更後の労働保険番号  
府 県 所 管 管 轄 (1) 基 幹 番 号 枝 番 号

㉚ 変更後の労働保険番号  
府 県 所 管 管 轄 (1) 基 幹 番 号 枝 番 号

㉛ 変更後の労働保険番号  
府 県 所 管 管 轄 (1) 基 幹 番 号 枝 番 号

㉜ 変更後の労働保険番号  
府 県 所 管 管 轄 (1) 基 幹 番 号 枝 番 号

㉝ 変更後の労働保険番号  
府 県 所 管 管 轄 (1) 基 幹 番 号 枝 番 号

㉞ 変更後の労働保険番号  
府 県 所 管 管 轄 (1) 基 幹 番 号 枝 番 号

㉟ 変更後の労働保険番号  
府 県 所 管 管 轄 (1) 基 幹 番 号 枝 番 号

㊱ 変更後の労働保険番号  
府 県 所 管 管 轄 (1) 基 幹 番 号 枝 番 号

㊲ 変更後の労働保険番号  
府 県 所 管 管 轄 (1) 基 幹 番 号 枝 番 号

㊳ 変更後の労働保険番号  
府 県 所 管 管 轄 (1) 基 幹 番 号 枝 番 号

㊴ 変更後の労働保険番号  
府 県 所 管 管 轄 (1) 基 幹 番 号 枝 番 号

㊵ 変更後の労働保険番号  
府 県 所 管 管 轄 (1) 基 幹 番 号 枝 番 号

㊶ 変更後の労働保険番号  
府 県 所 管 管 轄 (1) 基 幹 番 号 枝 番 号

㊷ 変更後の労働保険番号  
府 県 所 管 管 轄 (1) 基 幹 番 号 枝 番 号

㊸ 変更後の労働保険番号  
府 県 所 管 管 轄 (1) 基 幹 番 号 枝 番 号

㊹ 変更後の労働保険番号  
府 県 所 管 管 轄 (1) 基 幹 番 号 枝 番 号

㊺ 変更後の労働保険番号  
府 県 所 管 管 轄 (1) 基 幹 番 号 枝 番 号

㊻ 変更後の労働保険番号  
府 県 所 管 管 轄 (1) 基 幹 番 号 枝 番 号

㊼ 変更後の労働保険番号  
府 県 所 管 管 轄 (1) 基 幹 番 号 枝 番 号

㊽ 変更後の労働保険番号  
府 県 所 管 管 轄 (1) 基 幹 番 号 枝 番 号

㊾ 変更後の労働保険番号  
府 県 所 管 管 轄 (1) 基 幹 番 号 枝 番 号

㊿ 変更後の労働保険番号  
府 県 所 管 管 轄 (1) 基 幹 番 号 枝 番 号

事業主  
住所 **札幌市白石区北〇×通△丁目**

〇×食品

氏名 **〇× 〇×** **印**

(法人のときはその名称及び代表者の氏名)

(25.3)

変更理由及び年月日を必ず記入してください。

事業主（法人のときは代表者）の記名押印又は署名とし、事務組合にて代印等はしないでください。

## 2 労働保険事務組合年度更新関係業務について

### (1) 年度更新の日程・手順について

日程	手順	留意事項
3月下旬	<p>※「賃金等の報告」の用紙を委託事業主へ配布</p> <p>来年度に向けての特別加入関係手続</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・諸用紙が配付される（用紙の要求は前年の6月頃に行う）。</li> <li>・年度更新事務手続きを正確に処理するため、早めに準備すること。</li> <li>※「労働保険料等算定基礎賃金等の報告」以下「賃金等の報告」</li> <li>・新規特別加入申請及び末尾8の特定作業従事者の変更等があれば申請手続をすること。</li> <li>・特別加入脱退申請書、変更届の提出。</li> </ul>
4月中旬	「賃金等の報告」を委託事業主から受理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業場の名称・所在地・事業の概要の確認、変更があれば「名称、所在地等変更届」を提出すること。</li> <li>・臨時労働者（パート・アルバイト）の賃金、賞与及び諸手当（通勤手当等）の記入もれがないか委託事業主に確認。</li> <li>雇用保険料免除高年齢労働者分の確認。なお、短期特例被保険者（季節労働者）は高年齢労働者であっても保険料免除の対象とならない。</li> </ul>
5月中旬	<p>「納入通知書」を委託事業主に送付</p> <p>「申告書内訳」の作成</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業主が行方不明等で連絡が取れない事業所にも通知書を送付すること。</li> <li>・基幹番号の末尾ごとに作成。なお、メリット事業場については、基幹番号の末尾ごとに別にまとめて作成すること。</li> <li>・「賃金等の報告」に基づき、枝番号順に作成。年度途中の委託解除事業場分（概算訂正報告済分）も記載すること。</li> <li>・総合計表を別葉で作成し、事務組合の名称・所在地・代表者氏名（押印）・担当者氏名（押印）を記入のうえ、1枚目に編纂。</li> <li>・組機様式を使用している事務組合は「申告書内訳総括表」を必ず作成添付のこと。</li> <li>※ 事業主が行方不明等となった場合については、24ページの2(2)ア(イ)参照のこと</li> </ul>
6月上旬	<p>「申告書」を受理</p> <p>「申告書」の作成</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基幹番号ごと及びメリット事業分の枚数を確認。</li> <li>・申告済概算保険料額が正しく印書されているか確認し、相違があれば北海道労働局事務組合係に問い合わせること。</li> <li>・「申告書内訳」に基づき、基幹番号の末尾ごとに作成（メリット事業場については個別に作成）すること。</li> <li>・申告済概算保険料額が、「申告書内訳」（総合計表）の申告済概算保険料と一致しているか確認</li> </ul>
6月中旬	労働保険事務組合年度更新等関係諸用紙所要数調査の報告	<ul style="list-style-type: none"> <li>・6月中旬頃の締切までに翌年度1年間に必要な諸用紙を調査し、期日までに報告すること（北海道労働局に余部がないため、不足のないように期限までに報告すること）。</li> <li>・配布は翌年3月下旬予定。</li> </ul>

<p>7月10日迄</p>	<p>委託事業主から保険料を受領</p> <p>「申告書」・「申告書内訳」の提出</p> <p>「給付基礎日額変更申請書」の提出</p> <p>保険料を「領収済通知書（納付書）」により納付</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託事業主から保険料等を受領し「労働保険料等領収書」を交付すること（振込・口座振替であっても領収書の作成が必要）。</li> <li>・「労働保険料等領収書」の領収金額・年月日は、訂正できないので書損の取り扱いをすること。</li> <li>・「労働保険料等領収書」綴は保険年度ごとに使用し、年度当初に一連番号を付すこと。事務組合控は、切り離さず整理保管すること。</li> <li>・ <b>7月10日（土日の場合は翌開庁日）までの期限を厳守。</b></li> <li>・提出の際、「申告書」・「申告書内訳」はセットで、下記に提出すること。</li> <li><b>安定所所掌分（末尾0・1・2・3）は北海道労働局</b> <b>監督署所掌分（末尾4・5・6・7・8）は管轄の監督署</b></li> <li>※事務組合控に受領印が必要な場合は、返信用封筒を同封すること。</li> <li>・特別加入者の月割計算を行った場合は、「特別加入保険料算定基礎額特例計算対象者内訳」を提出すること。</li> <li>・すでにメリット適用となっている事業場を新規受託した場合は「労災保険率決定通知書」の写しを添付すること。</li> <li>・ <b>7月10日（土日の場合は翌開庁日）までの期限を厳守。</b></li> <li>・中小事業主等（第1種特別加入者）は、「申告書内訳」に変更の表示をして提出する。</li> <li>・一人親方等及び特定農作業従事者等（第2種特別加入者）は、「給付基礎日額変更申請書」に変更の表示をして提出する。</li> <li>・ <b>7月10日（土日の場合は翌開庁日）までの期限を厳守。</b></li> <li>・申告書から「<u>領収済通知書（納付書）</u>」を切り離し、領収済通知書を用いて金融機関により保険料等を納付。</li> <li>・確定不足額、一般拠出金額及び第1期概算保険料額を合算し、1枚の「領収済通知書（納付書）」で納付すること。</li> <li>・「領収済通知書（納付書）」の金額欄は訂正できないので、金額誤記入の場合は新しい納付書を事務組合で作成すること。（納付書の予備がない場合は北海道労働局へ連絡する）</li> </ul>
<p>7月10日～</p>	<p>委託事業主に対する保険料の返還</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保険料の返還金が生じた委託事業主に対しては、保険料保管額の限度内で、速やかに保険料を返還し、領収書（様式は任意）の交付を受けること。</li> </ul>
<p>7月下旬</p>	<p>「滞納事業場等報告書」の提出</p> <p>※提出期限については61ページ参照。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・確定不足、一般拠出金及び概算1期分の滞納事業場について <u>7月10日現在分</u>を作成し、北海道労働局へ提出すること。</li> <li>※納期より1日でも遅れた場合は、滞納報告を提出すること（納期の翌日（7月11日）に全額納付した場合であっても、納期（7月10日）現在での滞納事業場報告書の提出が必要となる）。</li> <li>・口座振替納付制度利用の場合は <u>9月6日現在分</u>を作成し、期日までに北海道労働局へ報告すること。</li> </ul>

## (2) 年度更新関係書類の記載例及び留意事項

厚生労働省ホームページ

「平成29年度労働保険年度更新申告書の書き方(労働保険事務組合の皆様へ)」

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/hoken/h29/hoken.html>

※毎年度5月頃に更新されます。

### ア 継続事業について

#### (ア) 労働保険料等算定基礎賃金の報告

- ・ 「1ヵ月平均使用労働者数」「1ヵ月平均被保険者数」を計算した際、小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てた数となります。なお、計算の結果が1名未満の場合は、切り上げて1名としてください。
- ・ 労災保険については、臨時労働者(パート・アルバイト)、日雇い労働者等全ての労働者が対象となります。
- ・ 雇用保険については、雇用保険料免除高年齢労働者を確認してください。なお、短期特例被保険者(季節労働者)については高年齢労働者であっても保険料免除の対象とはなりません。
- ・ 出向者について、労災保険は出向先、雇用保険は出向元・出向先において、主たる賃金を受けている事業場で加入となります。
- ・ 派遣労働者は派遣元で加入となります。
- ・ 賞与、燃料手当、通勤手当等算入漏れがないか確認してください。
- ・ 事業場の名称・所在地、事業の概要等に変更がないか確認してください。変更がある場合は「名称、所在地等変更届」の提出をお願いします。

#### (イ) 保険料・一般拠出金申告書内訳

- ・ 申告書内訳の母体団体については「赤枠で囲む」ようお願いします。
- ・ 行方不明等で委託事業主と連絡が取れず、賃金等の報告を受理できない場合、申告済概算保険料と同額で確定保険料の申告をすることになります。その場合は必ず「事業主行方不明のため同額確定」と記載願います。また一般拠出金は申告できませんので「事業主行方不明のため一般拠出金未計算」と記載願います(賃金等の報告を受理次第、再確定訂正報告にて申告願います。事業主には確定した金額で再度納入通知書を送付してください)。概算保険料については、再確定訂正報告までの仮の額として、前年度の申告済概算保険料と同額で申告してください。その際、北海道労働局に滞納状況報告書の提出と事業主へ納入通知書の送付が必要となります。また、委託解除を検討している場合は、北海道労働局事務組合係に連絡してください。
- ・ 年度途中で委託解除等で概算訂正報告を行った事業場についても次年度の年度更新時の申告書内訳に記載し、確定保険料の申告を行う必要があります。一般拠出金は概算減額訂正時に申告・納付しますので、確定時の申告書内訳には「一般拠出金申告済」と記載願います(一般拠出金を重複申告している場合があります)。
- ・ 常時使用労働者数より被保険者数が多い場合は、その理由を余白に記入願います(例・・・「出向者あり」、「他保険番号(末〇-枝〇〇〇)で労災加入」等)。
- ・ 申告書内訳の「常時労働者数、被保険者数」は、報奨金にも影響しますので正確に記入願います。
- ・ 新規委託の場合、申告書内訳に「新規成立」「個別より移行」「委託換」等を、その年月日とともに明示願います(例・・・「H〇〇.4.1新規成立」)。

- ・ 特別加入者が年度途中に加入・脱退した場合は、必ず「特別加入保険料算定基礎額特例計算対象者内訳」を添付願います(非常に添付もれが多い)。
- ・ 申告書内訳で変更できるのは、中小事業主等の特別加入者の「給付基礎日額のみ」です(特別加入者の加入・脱退は各種届出が必要になります)。業種や事業場名が変更になっている場合は「名称、所在地等変更届」の提出が必要となりますのでご注意ください。
- ・ 概算保険料0円、又は中小事業主の特別加入者のみの概算申告は認められません。
- ・ 年度更新申告後、労働局から申告書内訳等の訂正指示があった箇所については、事務組合控を必ず訂正し、次年度の年度更新時に同じ訂正指示を受けないように願います。

#### (ウ) 保険料等申告書

- ・ 申告済概算保険料額が申告書内訳に記載した申告済概算保険料と相違していないか確認してください。相違している場合は、北海道労働局事務組合係までご連絡ください。
- ・ 常時使用労働者数、雇用保険被保険者数、雇用保険料免除高年齢労働者数を記載してください。雇用保険料免除高年齢労働者数が0名の場合、「0」と記載してください。
- ・ 申告書は申告書内訳と一緒に、所掌1は管轄の労働基準監督署へ、所掌3は北海道労働局へ提出してください(申告書と領収済通知書(納付書)は切り離して、領収済通知書(納付書)のみを金融機関へ提出し、労働保険料等を納付してください)。

### イ 一括有期事業について

#### (ア) 建設事業

##### a 一括有期事業報告書について

- ・ 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に終了した元請工事等であって、その概算保険料の額が160万円未満で、かつ、請負金額が税抜1億8,000万円未満(注:平成27年3月31日以前に開始した工事については税込1億9,000万円未満)であった工事を確認し記入してください。
- ・ 工事請負契約書・注文書・請(負)書・工事見積(内訳)書のほか、労働基準監督署に提出した「一括有期事業開始届」(様式第3号甲)と照合し、小規模工事・追加工事等の算入もれがないよう正確に作成してください。
- ・ 請負金額は消費税を除いた額となり、また、事業の期間・請負金額に変更があったものは、変更後のものを記入してください。(平成27年3月31日以前に開始した工事は消費税相当額を含む)
- ・ 消費税率の引上げに伴う労務費率の「暫定措置」の取扱い  
平成29年度の確定保険料(平成29年4月～平成30年3月工事終了分)のうち、平成27年4月1日以降に開始した工事については、暫定措置は適用せず消費税抜きの請負金額に労務費率を乗じて賃金総額を算定します。  
 また、平成27年3月31日以前に開始した工事については、工事の開始年度により、暫定措置の取扱いが異なりますのでご注意ください。  
 (※次頁の整理表を参照してください。)

消費税に係る暫定措置の適用等についての整理表

ケース	保険関係成立	消費税に係る 暫定措置の適用	請負金額
A	平成 27 年 4 月 1 日以降	なし	消費税等相当額を含まない
B	平成 27 年 3 月 31 日～ 平成 25 年 10 月 1 日	あり（請負金額に 105/108 を乗じる）	消費税等相当額を含む
C	平成 25 年 9 月 30 日～ 平成 13 年 4 月 1 日	なし	
D	平成 13 年 3 月 31 日～ 平成 8 年 10 月 1 日	あり（請負金額に 103/105 を乗じる）	
E	平成 8 年 9 月 30 日～ 平成 4 年 4 月 1 日	なし	
F	平成 4 年 3 月 31 日～ 昭和 63 年 12 月 30 日	あり（請負金額に 100/103 を乗じる）	

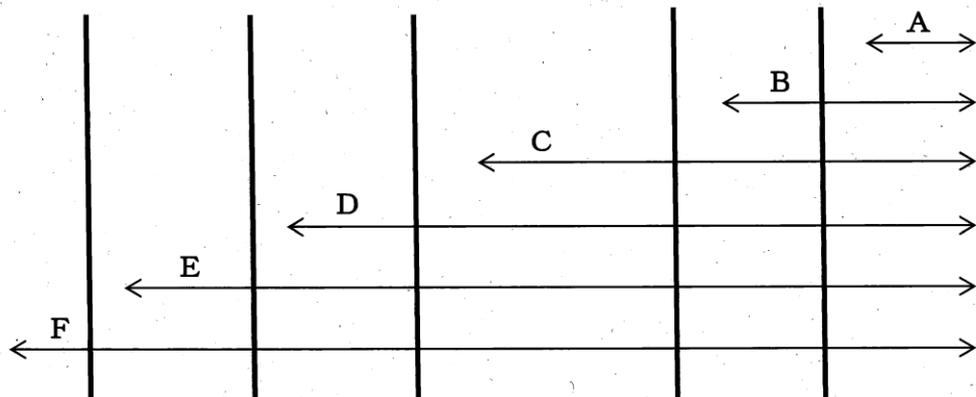
H4.4.1

H8.10.1

H13.4.1

H25.10.1

H27.4.1



「報告書」は、事業の種類（保険率表による業種）毎に分けて作成し、請負金額が、500万円未満の工事については事業の種類ごとに「〇〇工事外〇〇件」と、合算し記入しても差し支えありません。

b 保険料・一般拠出金申告書内訳（組様式第6号甲）について

**一括有期事業に係る特別加入保険料**については、**特別加入の前提となる一括有期事業の保険料について登録されている主たる事業の種類の保険料率により算定**する。

常時使用労働者数については、報奨金の算定基準に関わるものであり、年度における一日平均使用労働者数を正確に記入してください。

なお、下請け工事のみで、一般保険料にかかる確定保険料が0円となった場合でも、下請け事業に使用した労働者を一括有期事業に使用した労働者とみなして人数を記入してください。

$\text{1日平均使用労働者数} = \frac{\text{年度中の延使用労働者数（臨時、日雇を含む）}}{\text{年度中の所定労働日数}}$
--

（小数点以下の端数は、原則として切り捨てますが、1人未満の場合は1人とします。）

(イ) 木材伐出業（一括有期事業報告書）

- ・平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に終了した「木材伐出業」であって、その概算保険料の額が160万円未満で、かつ、素材の見込生産量が1,000立方メートル未満であった事業を確認し記入してください。
- ・記入に当たっては、立木売買契約書・野帳・雇入通知書（控）・労働者名簿・出勤簿・賃金台帳のほか労働基準監督署に提出した「一括有期事業開始届」（様式第3号乙）等により、すべての労働者に対して支払われた保険料対象賃金を正確に記入し、また、諸手当・賞与等についても算入もれがないように記入してください。
- ・木材伐出（立木の伐採、造材、集材又は運材及びこれらの付帯作業）の作業現場ごとに区分して、素材の生産量（立方メートル）・延労働者数・支払賃金総額（保険料対象賃金額）等を記入してください。

ウ 特別加入関係について

申告書内訳等の「特別加入者」に係る記載及び保険料の算定については以下の点をご留意願います。

(ア) 中小事業主等の特別加入（第1種特別加入）

- 「保険料申告書内訳」の②欄における氏名欄は「労働保険料等算定基礎賃金等の報告」と突合し確認の上記入してください。
- 承認を受けている特別加入者全員について名前を記入し、継続、変更等が分かるように表示をしてください。
- 特別加入者欄に氏名が書ききれない場合は、必ず別紙を作成し添付してください。
- 給付基礎日額欄は承認されている給付基礎日額を記入してください。

給付基礎日額の変更については**事前申請期間**として「**3月2日から3月31日まで**」の間に「**給付基礎日額変更申請書**（特様式第2号）」を所轄の労働基準監督署長に提出する方法があります。

また、上記の方法以外に**事後申請期間**として年度更新期間「**6月1日から7月10日まで**」の間に「**給付基礎日額変更申請書**（特様式第2号）」を所轄の労働基準監督署長あて提出する方法と、申告書内訳の②第1種特別加入者の区分欄の「3. 変更」に○をつけて、次年度の希望する給付基礎日額を記入する方法があります。

事後申請の場合、いずれの方法であっても年度更新期間中に提出がされないと日額変更はできません。

なお、事後申請については4月1日以降、事後申請の書類が労働基準監督署長に提出されるまでの間に災害が発生していると変更は認められませんのでご注意ください。

- 給付基礎日額については、「3,500円から25,000円」の間で定められており、「特別加入算定基礎表」（徴収法施行規則別表第4）に掲げている給付基礎日額以外は認められないので注意してください。
- 特別加入保険料は、「保険料算定基礎額（給付基礎日額×365）×保険料率（メリット対象事業場はメリット料率）」により計算してください。

末尾5の一括有期事業(建設業)に係る特別加入保険料は、特別加入の前提となる一括有期事業の保険料について登録されている主たる事業の種類の保険料率を用いてください。

- g 特別加入者の月割計算対象者がいる場合は、必ず「保険料申告書内訳」に「**特別加入保険料算定基礎額特例計算対象者内訳**」を添付してください。

(イ) 一人親方等及び特定農作業従事者等の特別加入(第2種特別加入)

- a 給付基礎日額別に特別加入者数を集計した「**特別加入保険料算定基礎額集計表**」及び「**特別加入者名簿**」を添付し申告してください。
- b 給付基礎日額の変更を希望する場合は、**事前申請期間**の「**3月2日から3月31日まで**」もしくは、**事後申請期間**の年度更新期間「**6月1日から7月10日まで**」に「**給付日額変更申請書**(特様式第2号)」を所轄の労働基準監督署長に提出してください。

※ 第2種の場合、申告書内訳等での変更はできませんが、それ以外の取扱いは第1種と同様です。

- c 特別加入者の月割計算対象者がいる場合は、上記中小事業主等の場合と同様に「**特別加入保険料算定基礎額特例計算対象者内訳**」を提出してください。
- d 一人親方等及び特定農作業従事者等の特別加入については、一人親方等の団体を適用事業及びその代表を事業主とみなし、その団体の構成員である一人親方等をその団体に使用される労働者とみなして申告することとなります。**申告額は、集計表をもとに円単位までの個々の特別加入者の算定基礎額を合計した後、千円未満を切り捨てた額に保険料率を乗じて算出する方法により算出します**(個々の算定基礎額の千円未満を切り捨ててから合計する方法ではありません)。

(ウ) 「**特別加入保険料算定基礎額特例計算対象者内訳**」の作成について

特別加入者が年度途中の変更(新規・脱退)によって、保険料算定の際に月割計算を行った場合は、「特別加入保険料算定基礎額特例計算対象者内訳」の提出が必要となります。作成については次の点に留意して「**申告書**」・「**申告書内訳**」と合わせて**年度更新時に提出**してください。

- a 年度途中で新規に特別加入者となったもの  
当該申請にかかる承認日の属する月から年度末までの月数
- b 年度途中で特別加入者に該当しなくなったもの  
年度当初から脱退承認日又は異動日の属する月までの月数

【特別加入関係様式ダウンロードについて】

北海道労働局ホームページ → 各種法令・制度・手続き → 法令・様式集  
→ 様式ダウンロードコーナーその2 → ▶労働保険関係 特別加入関係

- ・ 申請書・変更届等
- ・ 海特様式第1号 第3種特別加入保険料申告内訳
- ・ 第2種特別加入保険料算定基礎額集計表
- ・ 特別加入保険料算定基礎額月割早見表

(工) 特別加入保険料算定基礎額特例計算対象者内訳記載例

別紙様式第2号

特別加入保険料算定基礎額特例計算対象者内訳  
(労働保険事務組合用)

平成〇〇年度分

1枚のうち 1枚目

労働保険 番号	府 県 所 掌 管 轄				基 幹 番 号					
	0	1	3	2	4	9	3	0	0	0
002	B	本	太	郎	12,000	〇〇年 4月 1日 ~ 〇〇年 8月 31日	1 加入 2 脱退、自動消滅等	5	365,000	1,825,000
009	I	川	智	子	10,000	〇〇年 2月 1日 ~ 〇〇年 3月 31日	1 加入 2 脱退、自動消滅等	2	304,167	608,334
009	I	川	洋	子	5,000	〇〇年 2月 1日 ~ 〇〇年 3月 31日	1 加入 2 脱退、自動消滅等	2	152,084	304,168
009	I	川	光		5,000	〇〇年 2月 1日 ~ 〇〇年 3月 31日	1 加入 2 脱退、自動消滅等	2	152,084	304,168
					円	年 月 日 ~ 年 月 日	1 加入 2 脱退、自動消滅等	月	円	円
					円	年 月 日 ~ 年 月 日	1 加入 2 脱退、自動消滅等	月	円	円
					円	年 月 日 ~ 年 月 日	1 加入 2 脱退、自動消滅等	月	円	円
					円	年 月 日 ~ 年 月 日	1 加入 2 脱退、自動消滅等	月	円	円
					円	年 月 日 ~ 年 月 日	1 加入 2 脱退、自動消滅等	月	円	円
					円	年 月 日 ~ 年 月 日	1 加入 2 脱退、自動消滅等	月	円	円
計				4人						3,041,670円

上記のとおり報告します。

平成〇〇年△△月××日

北海道 労働局労働保険特別会計歳入徴収官 殿

(郵便番号011 - ×××)  
電話 (×××) - (××××)  
×××× 番

労働保険  
の  
事務組合

名称 労働保険事務組合 北海道△△協同組合

所在地 札幌市北区北〇条西〇丁目〇—〇

代表者氏名 会長 厚生 太郎

代表  
者印

(26.1)

特別加入保険料算定基礎額月割早見表

給付 基礎日額	保険料 算定基礎額	1か月	2か月	3か月	4か月	5か月	6か月	7か月	8か月	9か月	10か月	11か月
25,000	9,125,000	760,417	1,520,834	2,281,251	3,041,668	3,802,085	4,562,502	5,322,919	6,083,336	6,843,753	7,604,170	8,364,587
24,000	8,760,000	730,000	1,460,000	2,190,000	2,920,000	3,650,000	4,380,000	5,110,000	5,840,000	6,570,000	7,300,000	8,030,000
22,000	8,030,000	669,167	1,338,334	2,007,501	2,676,668	3,345,835	4,015,002	4,684,169	5,353,336	6,022,503	6,691,670	7,360,837
20,000	7,300,000	608,334	1,216,668	1,825,002	2,433,336	3,041,670	3,650,004	4,258,338	4,866,672	5,475,006	6,083,340	6,691,674
18,000	6,570,000	547,500	1,095,000	1,642,500	2,190,000	2,737,500	3,285,000	3,832,500	4,380,000	4,927,500	5,475,000	6,022,500
16,000	5,840,000	486,667	973,334	1,460,001	1,946,668	2,433,335	2,920,002	3,406,669	3,893,336	4,380,003	4,866,670	5,353,337
14,000	5,110,000	425,834	851,668	1,277,502	1,703,336	2,129,170	2,555,004	2,980,838	3,406,672	3,832,506	4,258,340	4,684,174
12,000	4,380,000	365,000	730,000	1,095,000	1,460,000	1,825,000	2,190,000	2,555,000	2,920,000	3,285,000	3,650,000	4,015,000
10,000	3,650,000	304,167	608,334	912,501	1,216,668	1,520,835	1,825,002	2,129,169	2,433,336	2,737,503	3,041,670	3,345,837
9,000	3,285,000	273,750	547,500	821,250	1,095,000	1,368,750	1,642,500	1,916,250	2,190,000	2,463,750	2,737,500	3,011,250
8,000	2,920,000	243,334	486,668	730,002	973,336	1,216,670	1,460,004	1,703,338	1,946,672	2,190,006	2,433,340	2,676,674
7,000	2,555,000	212,917	425,834	638,751	851,668	1,064,585	1,277,502	1,490,419	1,703,336	1,916,253	2,129,170	2,342,087
6,000	2,190,000	182,500	365,000	547,500	730,000	912,500	1,095,000	1,277,500	1,460,000	1,642,500	1,825,000	2,007,500
5,000	1,825,000	152,084	304,168	456,252	608,336	760,420	912,504	1,064,588	1,216,672	1,368,756	1,520,840	1,672,924
4,000	1,460,000	121,667	243,334	365,001	486,668	608,335	730,002	851,669	973,336	1,095,003	1,216,670	1,338,337
3,500	1,277,500	106,459	212,918	319,377	425,836	532,295	638,754	745,213	851,672	958,131	1,064,590	1,171,049

※特別加入者が複数人いる場合、申告額は個々の加入者の算定基礎額を円単位まで合計した後、千円未満を切り捨てた額に保険料率を乗じて算出します。

## エ メリット制適用事業場の申告方法等について

労災保険率は、事業主間の負担の公平を図るため、「事業の種類」ごとの災害率に応じて定められていますが、事業の種類が同一であっても、作業工程、機械設備あるいは作業環境の良否、災害防止努力等によって、個々の事業ごとの災害率にはかなりの高低が認められます。

そこで、事業主の負担の具体的公平を図るとともに、事業主の災害防止努力を促進するために、たとえ同業種の事業であっても、一定規模以上の事業については、個々の事業の災害率の高低に応じて、労災保険率から非業務災害率を減じた率を40%（立木の伐採の事業については35%）の範囲内で増減させる制度が設けられています。これが労災保険に係る「メリット制度」と呼ばれるものです。

なお、平成22年に船員保険が労災保険に統合されてから3年が経過したため、船舶所有者の事業についても、適用要件を満たしている場合には、平成26年度から「メリット制」が適用されています。

### (ア) 継続メリット制の要件

継続メリット制の適用を受ける事業は、以下に示す「事業の継続性」と「事業の規模」に関する要件を同時に満たしていることが必要です。

#### a 事業の継続性

連続する3保険年度中の最後の保険年度に属する3月31日（以下「基準となる3月31日」という）現在において、労災保険にかかる労働保険の保険関係が成立した後3年以上経過していること。

#### b 事業の規模

(a) 基準となる3月31日の属する保険年度から過去に遡って連続する3保険年度中の各保険年度において、次のいずれかの要件を満たしていること。

- ① 100人以上の労働者を使用する事業であること。
- ② 20人以上100人未満の労働者を使用する事業であって、当該労働者の数に当該事業に係る基準となる労災保険率から非業務災害率（通勤災害にかかる率）を減じた率を乗じて得た数が、0.4以上であること。

すなわち

$$\text{労働者数} \times (\text{基準となる労災保険率} - \text{非業務災害率}) \geq 0.4$$

を満たす事業であること（非業務災害率は、平成21年4月1日から1,000分の0.6）。

(b) 有期事業の一括が行われている建設の事業及び立木の伐採の事業については、確定保険料の額が40万円以上である事業（平成23年以前の確定保険料については、100万円以上）であること。

### (イ) メリット制適用の保険率

メリット制の適用のある事業場については、労働保険料の年度更新申告書とあわせて当該年度に係る「労災保険率決定通知書」を送付しています。

### (ウ) 継続メリット制適用事業場の申告方法

継続メリット制が適用となった事業場は、一般の委託事業場とは別に個別管理することになりますので、「申告書」「申告書内訳」もそれぞれ一般の委託事業場

とは別葉で作成していただくこととなります。「申告書」はメリット制適用事業場（枝番号）ごとに、「申告書内訳」は末尾ごとにまとめて一般事業場とは別葉に作成し、上部余白に「メリット適用分」と表示して下さい。

a 新規メリット適用事業場

新規にメリット制が適用となった事業場については、年度当初に労働局より文書にてお知らせしています。

一元事業・二元事業とも、確定保険料は本体（枝番号000のこと）で処理し、概算保険料より「労災保険率決定通知書」に記載された料率にて申告し、以後個別に管理することとなります。

b メリット制の非適用となる事業場

前年度はメリット制が適用されていた事業場で、今年度は継続メリット制の適用要件を満たさなくなった場合についても、年度当初に労働局より文書にてお知らせしています。

労災保険率は当該事業に係る通常の保険率となりますが、当分の間（3年～4年）、本体に戻さず引き続き個別管理のまま保険料の処理を行ってください。

c 個別管理から委託一括への変更について

個別管理されている事業場のうち、すでに通常の労災保険率に戻ってから数年が経過している事業場について、個別管理から本体へ変更するよう労働局より通知があった場合は、確定保険料は個別で申告し、概算保険料から本体に戻して申告及び納付をすることとなります。その際に確定保険料が概算保険料を下回る場合は、還付請求書を申告書とあわせて提出し、概算保険料へ充当もしくは還付することとなります。

**(エ) 留意事項**

a すでにメリット制適用となっている事業場を新規受託した場合は、初めから個別管理を行い、当該事業場に送付されている「労災保険率決定通知書」により労災保険率を把握することとなります。また、この場合、年度更新時にはその通知書の写しを「申告書」に添付してください。

b メリット制適用の委託事業場が個別移行や委託換えとなる場合、メリット制適用の労災保険率を把握できるよう「労災保険率決定通知書」の写しを当該事業場へ配付してください。

### 3 労働保険料等の訂正報告について

#### (1) 訂正報告の種類

##### ア 確定保険料の訂正報告

申告した確定保険料に誤りがあった場合、又は、遡及して確定保険料の算定をする必要がある場合に報告します。

##### イ 概算保険料の訂正報告

年度途中において新規委託及び委託解除などがあった場合、又は事業規模の大幅拡大（縮小）のため賃金総額の増額（減額）が見込まれる場合に報告します。

※末尾8の概算増額及び減額訂正報告については、「第2種特別加入保険料算定基礎額集計表」により保険料算定基礎額を算出します。

#### (2) 訂正報告の提出書類及び提出先

- ・ 保険料申告書
  - ・ 保険料申告書内訳（末尾2・8以外は一般拠出金内訳も必要になります）
  - ・ 保険料申告書内訳総括表（組機様式（コンピュータ様式）使用事務組合のみ）
  - ・ 労働保険料一般拠出金還付請求書（前年度（前々年度）再確定減額訂正報告のみ必要）
- ⇒ **総括表の提出が無い事務組合の場合、申告書内訳に事務組合名および事務組合代表者名の記入・押印をしてください。**
- ⇒ 書類作成にあたっては、当該事業主から「賃金等の報告」の提出を求め、内容を確認の上、作成してください。
- ⇒ 異なる種類の訂正報告（増額訂正と減額訂正、概算訂正と再確定訂正、メリット事業場分等）は、その種類ごと別々に作成してください。
- ⇒ 第2種特別加入（末尾8）の訂正報告については、上記の書類に加え、「第2種特別加入保険料算定基礎額集計表」及び変更部分の「特別加入団体の特別加入者名簿」もあわせて提出してください。
- ※末尾8についても、増額訂正と減額訂正は合算せず別々に作成し提出してください。なお、申告書には一人親方団体の代表者印ではなく**事務組合の代表者印**を押印してください。

#### < 提出先 >

- 安定所所掌分（末尾0・1・2・3）・・・北海道労働局
  - 監督署所掌分（末尾4・5・6・7・8）・・・北海道労働局又は労働基準監督署
- ◎ 事務組合控に受領印が必要な場合は、返信用封筒を同封願います。

#### (3) 訂正報告提出の際の留意事項

- ア 年度途中の廃止等による概算訂正報告は、申告済概算保険料の訂正処理のみであり、確定保険料の申告ではありませんので、年度更新時には確定保険料の申告が必要です。
- イ 事業場の破産により委託解除となる場合には、提出期限にかかわらず早急に北海道労働局に概算訂正報告と委託解除届を直接提出してください。
- ウ 委託解除による概算減額は事業主から「賃金等の報告」を受領し、確定した金額を入れてください。（一般拠出金が発生→事務組合で納付書を作成、速やかに納付する。記載例→P52）

#### (4) 訂正報告の提出期限及び納付期限

とりまとめ期間	年度更新後～9月15日	9月16日～12月13日	12月14日～3月31日
提出期間	9月16日～9月30日	12月14日～12月28日	1/4以降の概算訂正報告は事務組合係へ相談して下さい
概算減額時の一般 拠出金の納付期限	2期	3期	原則として年度更新時に 確定保険料として処理
	11/14	2/14	
		2/14	

(提出期間の末日が土・日・祝日に当たる場合は翌開庁日が提出期限となります)

★提出期間内に提出された場合、概算訂正した保険料は納付書に反映されますが、減額の際に発生した一般拠出金は納付書に反映されませんので、別途納付書作成の上納付して下さい。(保険料増額分については別途納付は必要ありません。)

★「とりまとめ期間」及び「提出期間」を厳守して下さい。「提出期間」を過ぎると領収済通知書(納付書)の金額が、納付すべき金額と一致しない場合があります。

**※再確定訂正報告につきましては、訂正報告期限がありますので、速やかに申告・納付をしてください。**

滞納及び破産が発生した場合には、提出期限に関係なく事務組合係に相談してください。提出書類は随時伝達しますので、まずは事務組合係迄ご連絡下さい。適正かつ迅速に処理願います。

#### (5) 年度途中で個別加入事業場の委託を受けた場合の保険料処理について

保険料の二重納付防止の観点等から、次の処理方法を認めています。

##### ア 委託時に第1種特別加入者の申請がない場合

その保険年度の確定精算時までは、委託後においても引き続き個別の労働保険番号で確定精算を行い納付します。そのため、概算増額訂正報告の必要はなく、翌年度の概算保険料から事務組合で申告・納付の手続きをすることになります。

##### イ 委託時に第1種特別加入者の申請がある場合

アと同様、その保険年度の確定精算時までは、委託後においても引き続き個別の労働保険番号で確定精算を行い納付しますが、第1種特別加入保険料については、事務組合にて概算増額訂正報告により処理し(事務組合に委託している事業場しか第1種特別加入は認められないため)、年度更新ではその年度の特別加入分のみの確定精算と翌年度の労働者分を含めた概算保険料の申告・納付を事務組合で行います。

	委託開始年度(年度途中で個別→委託)	委託開始の翌年度
一般労災+雇用	委託開始年度の概算保険料は、個別で確定精算	
特別加入分	年度途中より委託⇒	事務組合で委託開始の翌年度概算保険料を申告・納付
		事務組合で特別加入分の概算増額訂正を提出し、年度更新にて委託開始年度の確定申告・納付









(10) 「還付請求書」記載例 還付請求書は**新様式**(H25.1.1 変更)を使用願います。

様式第8号 (第36条関係) 労働保険 労働保険料 還付請求書 石綿健康被害救済法 一般拠出金

還付金の種別 労働保険料・一般拠出金

種別 31751

労働保険番号 01324930000-000

再確定減額の際は必ず提出してください。

① 還付金の払渡しを受けることを希望する金融機関 (金融機関のない場合は郵便局)

金融機関名称 (漢字) ○○銀行  
支店名称 (漢字) △△△支店

事務組合の口座を記入してください。(事業主に直接還付するものではありません)

種別 1  
口座番号 0000123  
ゆうちょ銀行記号番号

フリガナ 労働保険事務組合 北海道△△協同組合 会長 厚生 太郎

末尾全体の総額の差額が還付金(充当金)となります。

口座名義人は省略せずに、フリガナも記入してください(全額充当の場合は①欄の記載は不要です)。

② 還付請求額 (注意) 各欄の金額の前に「¥」記号を付さないで下さい

(ア) 納付した概算保険料の額又は納付した確定保険料の額 2934200  
(イ) 確定保険料の額又は改定確定保険料の額 2890100  
(ウ) 差額 44100  
(エ) 労働保険料等・一般拠出金への充当額 (詳細は以下③)  
(オ) 労働保険料等に充当 20000  
(カ) 一般拠出金に充当 0  
(キ) 労働保険料還付請求額 (ウ)-(オ)-(カ) 24100

(ク) 納付した一般拠出金 4437  
(ケ) 改定した一般拠出金 4386  
(コ) 差額 51  
(サ) 一般拠出金・労働保険料等への充当額 (詳細は以下③)  
(シ) 一般拠出金に充当 0  
(ス) 労働保険料等に充当 0  
(セ) 一般拠出金還付請求額 (コ)-(シ)-(ス) 51

③ 労働保険料等への充当額内訳 概算2期

充当先事業の労働保険番号	労働保険料等の種別	充当額
01324930000-000	〇〇年度(概算) 確定、追徴金、延滞金、一般拠出金	20,000
	年度、概算、確定、追徴金、延滞金、一般拠出金	

充当先事業の労働保険番号、種別、期別及び充当額を記載してください。

上記のとおり還付を請求します。  
平成〇〇年 △△月 ××日

郵便番号 ×××-×××× 電話(011-×××-××××番)  
住所 札幌市北区北〇条西〇丁目〇-〇  
事業主 名称 労働保険事務組合 北海道△△協同組合 記名押印又は代表者印  
氏名 会長 厚生 太郎

記名・押印または代表者の自筆の署名をしてください(事務組合の代表者印に限ります)。

元号 年 月 日

社会保険 労働士 記載欄

作成年月日・提出代行者・事務代理者の表示 氏名 電話番号

〔注意〕  
1. ①欄について、ゆうちょ銀行を指定した場合、「ゆうちょ銀行記号番号」を記入すること。また、ゆうちょ銀行以外を指定した場合、「種別」、「口座番号」を記入すること。  
2. 還付金の種別欄及び③欄については、事項を選択する場合には該当事項を○で囲むこと。  
3. 社会保険労働士記載欄は、この届書を社会保険労働士が作成した場合のみ記載すること。

# (11) 「概算増額訂正報告」申告書記載例

様式第6号(第24条、第25条、第33条関係)(甲)(1)(表面)  
 労働保険 概算・増加概算・確定保険料 申告書  
 石綿健康被害救済法 一般拠出金

標準字体 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9  
 第3片「記入に当たっての注意事項」をよく読んでから記入して下さい。  
 O C R 枠への記入は上記の「標準字体」でお願いします。

継続事業 (一括有期事業を含む。)

提出用

平成〇〇年△△月××日

※各種区分  
 管轄(2) 保険関係等 業種 産業分類

あて先 〒060-8566  
 北海道労働局  
 労働保険特別会計歳入徴収官殿

訂正内容を朱書きで記入してください。

概算増額訂正報告

3 2 7 0 0

① 労働保険番号 0 1 3 2 4 9 3 0 0 0 0 - 0 0 0 0

② 増加年月日(元号:平成は7) ③ 事業廃止等年月日(元号:平成は7)

④ 常時使用労働者数 ⑤ 雇用保険被保険者数 ⑥ 免除対象高齢労働者数

⑦ 区分  
 ⑧ 保険料・一般拠出金算定基礎額 ⑨ 保険料・一般拠出金率 ⑩ 確定保険料・一般拠出金額 (⑧×⑨)

労働保険料	(イ)	1000分の(イ)	1192508
労働保険料	(ロ)	1000分の(ロ)	432833
雇用保険法適用者分	(ハ)	1000分の(ハ)	
高齢労働者分	(ニ)	1000分の(ニ)	
保険料算定対象者分	(ホ)	1000分の(ホ)	
一般拠出金	(ヘ)	1000分の(ヘ)	

増額後の末尾全体の総額を記入してください。

1 1 9 2 5 0 8  
 4 3 2 8 3 3  
 7 5 9 6 7 5

⑪ 区分  
 ⑫ 保険料算定基礎額の見込額 ⑬ 保険料率 ⑭ 概算・増加概算保険料額 (⑫×⑬)

労働保険料	(イ)	1000分の(イ)	1192508
労働保険料	(ロ)	1000分の(ロ)	432833
雇用保険法適用者分	(ハ)	1000分の(ハ)	
高齢労働者分	(ニ)	1000分の(ニ)	
保険料算定対象者分	(ホ)	1000分の(ホ)	

増額前の総額を記入してください。

1,053,323

139,185

提出時期に注意して期別ごとの純増額を記入してください。

69,593  
 69,592

記名・押印または代表者  
 自筆の署名をしてください。

業主 (イ)住所 (法人のときは法人的事務所の所在地) 札幌市北区北〇条西〇丁目〇〇  
 (ハ)氏名 会長 〇〇 〇〇  
 代表者印

きりとり線(1枚目はきりはさないで下さい。)

(12) 「概算増額訂正報告」 申告書内訳記載例

組様式第6号(甲)

労働保険番号A  
013249301010

所轄 管轄 基幹番号  
013249301010

**保険料申告書内訳**

確定 概算 訂正報告

平成○○年度 概算増額訂正報告

訂正内容を朱書きで記入してください。

1枚のうち 1枚目

第1種 特別加入者

労働保険番号	事業場の名称	業種番号	労働関係区分	労働者種別	平成○○年度確定保険料・平成○○年度概算保険料(増額・減額)		平成○○年度概算保険料		申告済概算保険料		合計		
					労働保険料	雇用保険料	労働保険料	雇用保険料	労働保険料	雇用保険料	労働保険料	雇用保険料	
010	J社	7101	労働者	労働者	15人以下	36,000	94,500	36,000	94,500	36,000	94,500	72,000	189,000
011	K社	9101	労働者	労働者	16人以上	8,685	13,500	8,685	13,500	8,685	13,500	8,685	13,500
					小計	44,685	108,000	44,685	108,000	44,685	108,000	44,685	108,000

**【例】純増額と期別純増額（2期および3期増額）の計算方法**

【J社】  
 (J社の増加見込賃金総額：労災 → 9,000千円、雇用保険 → 9,000千円)  
 ・ 労災：9,000千円 × (4/1000) = 36,000  
 ・ 雇用：9,000千円 × (9/1000) = 81,000

【K社】  
 (K社の賃金総額の見込み額：労災(一般) → 1,800千円、労災(特別加入) → 1,095千円、雇用 → 1,500千円)  
 ・ 労災(一般)：1,800千円 × (3/1000) = 5,400  
 ・ 労災(特別加入)：1,095千円 × (3/1000) = 3,285  
 ・ 雇用：1,500千円 × (9/1000) = 13,500

\* 2期および3期の事務組合全体の純増額を計算  
 J社、K社の純増額合計：139,185 ÷ 2 = 69,592.5  
 → 2期純増額：69,593 (端数1円は2期に加算)，3期純増額：69,592

金額は純増分のみ記入してください。

増額理由と年月日を必ず記入してください。

特別加入者も忘れずに記入してください。  
 内訳書の記入だけでは加入手続きは完了しません。必ず監督署に「特別加入申請書」または「特別加入に関する変更届」を提出し承認を受けてください。  
 \* 本しおり内の「特別加入関係書類チェックリスト」を参照してください。

記名・押印または代表者自筆・事務担当者自筆の署名をしてください。

労働保険事務組合 北海道△組合 所在地 札幌市北区北条西〇丁目〇〇

代表者の氏名 会長 〇〇 〇〇

代表者印 (氏名)

事務組合控

〇〇 XX

記名押印又は押印

### (13) 「概算減額訂正報告」の減額金額について

#### 才滞納のない事業場を委託解除する場合の概算減額訂正報告について

(ア)年度更新後～9月15日までに委託解除の場合 (訂正報告時期 9月16日～30日)

a 既納付額が確定保険料を下回る場合

#### 【委託事業場】

申告済概算保険料 ¥300,000  
 確定保険料 ¥120,000  
 一般拠出金 ¥220

減額金額 ¥180,000  
 (うち1期 ¥0 2期 ¥80,000 3期 ¥100,000)

委託事業場	概1期徴定額 ¥100,000 納付済	概2期徴定額 ¥100,000	概3期徴定額 ¥100,000
	↓	↓	↓
	概1期徴定額 ¥100,000 納付済	概2期徴定額 ¥20,000	概3期徴定額 ¥0

一般拠出金を委託事業場より ¥220 徴収する

#### 【事務組合】

申告済概算保険料 ¥3,000,000  
 一般拠出金 ¥220  
 (委託解除事業場にかかる分)

減額金額 ¥180,000  
 (うち1期 ¥0 2期 ¥80,000 3期 ¥100,000)

事務組合	概1期徴定額 ¥1,000,000 納付済	概2期徴定額 ¥1,000,000	概3期徴定額 ¥1,000,000
	↓	↓	↓
	概1期徴定額 ¥1,000,000 納付済	概2期徴定額 ¥920,000	概3期徴定額 ¥900,000

委託事業場より徴収した一般拠出金 ¥220 納付する

～上記の場合における申告書期別納付額記載例～

⑮ 申告済概算保険料額		⑮ 申告済概算保険料額 3,000,000 円	
⑯ 差引額		⑯ 増加概算保険料額 △180,000 円	
⑰ 期別納付額		⑰ 一般拠出金額 220 円	
⑱ 加入している労働保険		⑳ 事業又は作業の種類	
⑲ (イ) 所在地		㉑ 札幌市北区北〇条西〇丁目〇-〇	
⑲ (ロ) 名称		㉑ 労働保険事務組合 北海道△△協同組合	
⑲ (イ) 所在地		㉑ 会長 ○○ ○○	
⑲ (ロ) 名称		㉑ 代表者印	

b 既納付額が確定保険料を上回り、還付が発生する場合

委託事業場の期別納付額を限度として3期から順に減額していきます。1期は納付済であるため、2期に上乗せして減額します。

事務組合は国との関係では一般拠出金を概算減額訂正報告時に納付する必要がありますが、委託事業場との関係では還付金が発生しているため、充当処理し事務組合保管額から残額を還付します。

**【委託事業場】**

申告済概算保険料	¥300,000	⇒ 減額金額	¥220,000
確定保険料	¥80,000		(うち1期 ¥0 2期 ¥100,000 3期 ¥100,000)
一般拠出金	¥200		+ 還付 ¥20,000

委託事業場	概1期徴定額	¥100,000	概2期徴定額	¥100,000	概3期徴定額	¥100,000
	納付済					
	↓		↓		↓	
	概1期徴定額	¥100,000	概2期徴定額	¥0	概3期徴定額	¥0
	納付済					

↓  
保険料還付金額から一般拠出金に充当処理し  
事務組合保管額より ¥19,800 委託事業場に還付

**【事務組合】**

申告済概算保険料	¥3,000,000	⇒ 減額金額	¥220,000
一般拠出金	¥200		(うち1期 ¥0 2期 ¥120,000 3期 ¥100,000)
(委託解除事業場にかかる分)			

- 減額の内訳**
- ① 概3期¥100,000減額
  - ② 概2期¥100,000減額
  - ③ 滞納無いため、¥20,000
- 概2期から減額

事務組合	概1期徴定額	¥1,000,000	概2期徴定額	¥1,000,000	概3期徴定額	¥1,000,000
	納付済					
	↓		↓		↓	
	概1期徴定額	¥1,000,000	概2期徴定額	¥880,000	概3期徴定額	¥900,000
	納付済					

↓  
委託事業場への還付金から一般拠出金に充当処理し  
事務組合保管額より ¥200 納付する

～上記の場合における申告書期別納付額記載例～

⑨ 申告済概算保険料額		3,000,000 円		
⑩ 増加概算保険料額		△220,000 円		
⑪ 一般拠出金		200 円		
⑫ 期別納付額	⑬ 第2期	△120,000 円	⑭ 第3期	△100,000 円
⑮ 加入している労働保険	(イ) 労災保険 (ロ) 雇用保険	⑯ 特掲事業	(イ) 該当する (ロ) 該当しない	
⑰ (イ) 所在地 (ロ) 名称	(イ) 住所 札幌市北区北〇条西〇丁目〇-〇 (ロ) 名称 労働保険事務組合 北海道△△協同組合 (ハ) 氏名 会長 〇〇 〇〇			

(イ) 9月16日～12月13日までの委託解除の場合（訂正報告時期12月14日～28日）

c 既納付額が確定保険料を下回る場合

委託事業場の期別納付額を限度として3期から順に減額していきませんが、1期2期ともに納付済であるため、3期で全額減額をします。

**一般拠出金は委託事業場より徴収し、概算減額訂正報告時に納付します。**(P.52 参照)

**【委託事業場】**

申告済概算保険料 ¥300,000  
 確定保険料 ¥220,000  
 一般拠出金 ¥260

減額金額 ¥80,000  
 (うち1期 ¥0 2期 ¥0 3期 ¥80,000)

委託事業場	概1期徴定額 ¥100,000	概2期徴定額 ¥100,000	概3期徴定額 ¥100,000
	納付済	納付済	納付済
	↓	↓	↓
	概1期徴定額 ¥100,000	概2期徴定額 ¥100,000	概3期徴定額 ¥20,000
	納付済	納付済	納付済

一般拠出金を委託事業場より ¥260 徴収する

**【事務組合】**

申告済概算保険料 ¥3,000,000  
 一般拠出金 ¥260  
 (委託解除事業場にかかる分)

減額金額 ¥80,000  
 (うち1期 ¥0 2期 ¥0 3期 ¥80,000)

事務組合	概1期徴定額 ¥1,000,000	概2期徴定額 ¥1,000,000	概3期徴定額 ¥1,000,000
	納付済	納付済	納付済
	↓	↓	↓
	概1期徴定額 ¥1,000,000	概2期徴定額 ¥1,000,000	概3期徴定額 ¥920,000
	納付済	納付済	納付済

委託事業場より徴収した一般拠出金 ¥260 納付する

～上記の場合における申告書期別納付額記載例～

⑨ 申告済概算保険料額		⑨ 申告済概算保険料額 3,000,000 円	
⑩ 差引額		⑩ 増加概算保険料額 △80,000 円	
⑪ 期別納付額	⑫ 加入している労働保険	⑬ 事業又は作業の種類	⑭ 保険関係成立年月日
第1期	(イ) 労働保険料 ⑫の(イ)～⑫の(ロ)	労働保険事務組合 北海道△△協同組合	⑮ 事業廃止等理由
第2期	(イ) 労働保険料 ⑫の(イ)～⑫の(ロ)		
第3期	(イ) 労働保険料 ⑫の(イ)～⑫の(ロ)		
⑯ 加入している労働保険	(イ) 労働保険 (ロ) 雇用保険	⑰ 住所	(1) 概止 (2) 委託
⑰ 所在地	⑰ 特掲事業	(イ) 住所 (法人のときは法人の本拠地)	(3) 個別 (4) 労働者なし
(ロ) 名称	(イ) 該当する (ロ) 該当しない	(ハ) 氏名 (法人のときは代表者の氏名)	(5) その他
		札幌市北区北〇条西〇丁目〇〇	協同組合 者印
		会長 〇〇 〇〇	

d 既納付額が確定保険料を上回り、還付が発生する場合

委託事業場の期別納付額を限度として3期から順に減額していきます。1期及び2期は納付済であるため、3期で全額減額します。

事務組合は国との関係では一般拠出金を概算減額訂正報告時に納付する必要がありますが、委託事業場との関係では還付金が発生しているため、充当処理し事務組合保管額から残額を還付します。

**【委託事業場】**

申告済概算保険料 ¥300,000  
 確定保険料 ¥180,000  
 一般拠出金 ¥240

減額金額 ¥120,000  
 (うち1期 ¥0 2期 ¥0 3期 ¥100,000)  
 + 還付 ¥20,000

委託事業場	概1期徴定額 ¥100,000	概2期徴定額 ¥100,000	概3期徴定額 ¥100,000
	納付済	納付済	納付済
	↓	↓	↓
	概1期徴定額 ¥100,000	概2期徴定額 ¥100,000	概3期徴定額 ¥0
	納付済	納付済	

↓  
 保険料還付金額から一般拠出金に充当処理し  
 事務組合保管額より ¥19,760 委託事業場に還付

**【事務組合】**

申告済概算保険料 ¥3,000,000  
 一般拠出金 ¥240  
 (委託解除事業場にかかる分)

減額金額 ¥120,000  
 (うち1期 ¥0 2期 ¥0 3期 ¥120,000)

事務組合	概1期徴定額 ¥1,000,000	概2期徴定額 ¥1,000,000	概3期徴定額 ¥1,000,000
	納付済	納付済	納付済
	↓	↓	↓
	概1期徴定額 ¥1,000,000	概2期徴定額 ¥1,000,000	概3期徴定額 ¥880,000
	納付済	納付済	

↓  
 委託事業場への還付金から一般拠出金に充当処理し  
 事務組合保管額より ¥240 納付する

**減額の内訳**

- ①概3期¥100,000減額
- ②滞納無いため、納付済みの概2期からは減額せず概3期で¥20,000減額

～上記の場合における申告書期別納付額記載例～

⑨申告済概算保険料額		3,000,000 円	
⑩増加概算保険料額		△120,000 円	
⑪差引額		240 円	
⑫期別納付額	⑬第1期	⑭第2期	⑮第3期
	0 円	0 円	△120,000 円
⑯加入している労働保険		⑰特掲事業	
⑰(イ)所在地		⑱(イ)該当する	
⑰(ロ)名称		⑱(ロ)該当しない	
⑲(イ)住所		⑳(イ)住所	
⑲(ロ)名称		㉑(ロ)名称	
⑲(ハ)氏名		㉑(ハ)氏名	

## イ 滞納がある事業場を委託解除する場合の概算減額訂正報告について

(ア)年度更新後～9月15日までに委託解除の場合（訂正報告時期9月16日～30日）

a 既納付額が確定保険料を下回る場合

委託事業場の期別納付額を限度として3期から順に減額していきます。

**一般拠出金は委託事業場より徴収し、概算減額訂正報告時に納付します。** (P. 52 参照)

### 【委託事業場】

申告済概算保険料 ¥300,000  
確定保険料 ¥120,000  
一般拠出金 ¥220

減額金額 ¥180,000  
(うち1期 ¥0 2期 ¥80,000 3期 ¥100,000)

概算1期滞納 ¥20,000

減額処理後

- ・概1期滞納¥20,000
- ・概2期¥20,000

概1期徴定額	¥100,000	概2期徴定額	¥100,000	概3期徴定額	¥100,000
納付済	¥80,000				
滞納	¥20,000				
↓		↓		↓	
概1期徴定額	¥100,000	概2期徴定額	¥20,000	概3期徴定額	¥0
納付済	¥80,000				
滞納	¥20,000				

一般拠出金を委託事業場より ¥220 徴収する

### 【事務組合】

申告済概算保険料 ¥3,000,000

一般拠出金 ¥220

(委託解除事業場にかかる分)

減額金額 ¥180,000  
(うち1期 ¥0 2期 ¥80,000 3期 ¥100,000)

概算1期滞納 ¥20,000

概1期徴定額	¥1,000,000	概2期徴定額	¥1,000,000	概3期徴定額	¥1,000,000
納付済	¥980,000				
滞納	¥20,000				
↓		↓		↓	
概1期徴定額	¥1,000,000	概2期徴定額	¥920,000	概3期徴定額	¥900,000
納付済	¥980,000				
滞納	¥20,000				

委託事業場より徴収した一般拠出金 ¥220 納付する

～上記の場合における申告書期別納付額記載例～

⑤申告済概算保険料額		⑥申告済概算保険料額		3,000,000	円
⑦増加概算保険料額		⑧増加概算保険料額		△180,000	円
⑨一般拠出金		⑩一般拠出金		220	円
⑪期別納付額	⑫第2期	⑬第3期	⑭第2期納付額	△80,000	円
	⑮第3期	⑯第3期納付額	⑰第3期納付額	△100,000	円
⑱加入している労働保険		⑲特掲事業		⑳住所	
(イ) 労働保険 (ロ) 雇用保険		(イ) 該当する (ロ) 該当しない		(イ) 住所 (法人の本拠地) 札幌市北区北〇条西〇丁目〇-〇	
㉑所在地		㉒名称		㉓氏名	
(イ) 所在地		(ロ) 名称 労働保険事務組合 北海道△△協同組合		(ハ) 氏名 会長 〇〇 〇〇	
(ロ) 名称				(ニ) 代表者の氏名	

b 既納付額が確定保険料を上回り、還付が発生する場合

委託事業場の期別納付額を限度として3期から順に減額していきます。2期の徴定額まで減額し更に残額がある場合、1期の滞納額を上限として減額します。

事務組合は国との関係では一般拠出金を概算減額訂正報告時に納付する必要がありますが、委託事業場との関係では還付金が発生しているため、充当処理し事務組合保管額から残額を還付します。また、**概算1期滞納が減額訂正により消滅したため、納入事業場報告書を提出します。**

**【委託事業場】**

申告済概算保険料 ¥300,000  
 確定保険料 ¥60,000  
 一般拠出金 ¥200

減額金額 ¥240,000  
 (うち1期 ¥20,000 2期 ¥100,000 3期 ¥100,000)  
 + 還付 ¥20,000

概算1期滞納 ¥20,000

委託事業場	概1期徴定額 ¥100,000 納付済 ¥80,000 滞納 ¥20,000	概2期徴定額 ¥100,000	概3期徴定額 ¥100,000
	概1期徴定額 ¥80,000 納付済 ¥80,000 滞納 <del>¥20,000</del>	概2期徴定額 ¥0	概3期徴定額 ¥0

保険料還付金額から一般拠出金に充当処理し  
 事務組合保管額より ¥19,800 委託事業場に還付

**【事務組合】**

申告済概算保険料 ¥3,000,000  
 一般拠出金 ¥200  
 (委託解除事業場にかかる分)

減額金額 ¥240,000  
 (うち1期 ¥20,000 2期 ¥120,000 3期 ¥100,000)

概算1期滞納 ¥20,000

**減額の内訳**

- ①概3期 ¥100,000
- ②概2期 ¥100,000
- ③概1期滞納分 ¥20,000
- ④概1期滞納分を減額後、まだ減額される額が残っているため概2期で ¥20,000 減額

事務組合	概1期徴定額 ¥1,000,000 納付済 ¥980,000 滞納 ¥20,000	概2期徴定額 ¥1,000,000	概3期徴定額 ¥1,000,000
	概1期徴定額 ¥980,000 納付済 ¥980,000 滞納 <del>¥20,000</del>	概2期徴定額 ¥880,000	概3期徴定額 ¥900,000

委託事業場への還付金から一般拠出金に充当処理し  
 事務組合保管額より ¥200 納付する

※滞納が解消された金額分の「納入事業場報告」を提出する。

～上記の場合における申告書期別納付額記載例～

⑤ 申告済概算保険料額		⑥ 申告済概算保険料額		3,000,000	円
⑦ 差引額		⑧ 増加概算保険料額		△240,000	円
② 期別納付額	③ 第2期	④ 第3期	⑨ 事業又は作業の種類	⑩ 保険関係成立年月日	
第2期	△120,000	△100,000	労働保険事務組合 北海道△△	⑪ 事業廃止等理由	
第3期			札幌市北区北〇条西〇丁目〇-〇	(1) 概止 (2) 委託 (3) 個別 (4) 労働者なし (5) その他	
⑫ 加入している労働保険		⑬ 特掲事業		⑭ 事業主	
(イ) 労働保険 (ロ) 雇用保険		(イ) 該当する (ロ) 該当しない		(イ) 住所 (ロ) 名称 (ハ) 氏名	
(イ) 所在地 (ロ) 名称				会長 〇〇 〇〇	

(イ) 9月16日～12月13日までに委託解除の場合 (訂正報告時期12月14日～28日)

a 既納付額が確定保険料を下回る場合

委託事業場の期別納付額を限度として3期から順に減額していきます。

**一般拠出金は委託事業場より徴収し、概算減額訂正報告時に納付します。(P. 52 参照)**

**【委託事業場】**

申告済概算保険料 ¥300,000  
 確定保険料 ¥220,000  
 一般拠出金 ¥260

⇒ 減額金額 ¥80,000  
 (うち1期 ¥0 2期 ¥0 3期 ¥80,000)

概算1期滞納	¥20,000	委託事業場	概1期徴定額	¥100,000	概2期徴定額	¥100,000	概3期徴定額	¥100,000
概算2期滞納	¥100,000		納付済	¥80,000	納付済	¥0		
			滞納	¥20,000	滞納	¥100,000		
			↓		↓			
			概1期徴定額	¥100,000	概2期徴定額	¥100,000	概3期徴定額	¥20,000
			納付済	¥80,000	納付済	¥0		
			滞納	¥20,000	滞納	¥100,000		

一般拠出金を委託事業場より ¥260 徴収する

**【事務組合】**

申告済概算保険料 ¥3,000,000  
 一般拠出金 ¥260  
 (委託解除事業場にかかる分)

⇒ 減額金額 ¥80,000  
 (うち1期 ¥0 2期 ¥0 3期 ¥80,000)

概算1期滞納	¥20,000	事務組合	概1期徴定額	¥1,000,000	概2期徴定額	¥1,000,000	概3期徴定額	¥1,000,000
概算2期滞納	¥100,000		納付済	¥980,000	納付済	¥900,000		
			滞納	¥20,000	滞納	¥100,000		
			↓		↓			
			概1期徴定額	¥1,000,000	概2期徴定額	¥1,000,000	概3期徴定額	¥920,000
			納付済	¥980,000	納付済	¥900,000		
			滞納	¥20,000	滞納	¥100,000		

委託事業場より徴収した一般拠出金 ¥260 納付する

～上記の場合における申告書期別納付額記載例～

⑤ 申告済概算保険料額		⑤ 申告済概算保険料額		3,000,000 円
⑥ 増加概算保険料額		⑥ 増加概算保険料額		△80,000 円
⑦ 差引額	⑦ 差引額	⑧ 今期労働保険料	⑧ 今期労働保険料	260 円
⑨ 期別納付額	⑨ 期別納付額	⑩ 事業又は作業の種類	⑩ 事業又は作業の種類	労働関係成立年月日
⑪ 第1期	⑪ 第1期	⑪ 第2期	⑪ 第2期	⑪ 第3期
⑫ 第2期	⑫ 第2期	⑫ 第3期	⑫ 第3期	⑫ 第3期
⑬ 第3期				
⑭ 加入している労働保険				
⑮ (イ) 所在地				
⑯ (ロ) 名称				

札幌市北区北〇条西〇丁目〇-〇  
 労働保険事務組合 北海道△△協同組合  
 会長 〇〇 〇〇  
 者印

b 既納付額が確定保険料を上回り、還付が発生する場合

委託事業場の期別納付額を限度として3期から順に減額していきます。2期は滞納額を上限として減額し、3期で残りの金額を上乗せして減額します。

事務組合は国との関係では一般拠出金を概算減額訂正報告時に納付する必要がありますが、委託事業場との関係では還付金が発生しているため、充当処理し事務組合保管額から残額を還付します。

また、**概算2期滞納が減額訂正により消滅したため、納入事業場報告を提出**します。

**【委託事業場】**

申告済概算保険料 ¥300,000  
 確定保険料 ¥180,000  
 一般拠出金 ¥240

減額金額 ¥120,000  
 (うち1期 ¥0 2期 ¥10,000 3期 ¥100,000)  
 + 還付 ¥10,000

概算2期滞納 ¥10,000

委託事業場	概1期徴定額 ¥100,000	概2期徴定額 ¥100,000	概3期徴定額 ¥100,000
	納付済	納付済 ¥90,000 滞納 ¥10,000	
	↓	↓	↓
	概1期徴定額 ¥100,000	概2期徴定額 ¥90,000	概3期徴定額 ¥0
	納付済	納付済 ¥90,000 滞納 ¥10,000	

保険料還付金額から一般拠出金に充当処理し  
 事務組合保管額より ¥9,760 委託事業場に還付

**【事務組合】**

申告済概算保険料 ¥3,000,000  
 一般拠出金 ¥240  
 (委託解除事業場にかかる分)

減額金額 ¥120,000  
 (うち1期 ¥0 2期 ¥10,000 3期 ¥110,000)

概算2期滞納 ¥10,000

**減額の内訳**  
 ①概3期¥100,000  
 ②概2期滞納分¥10,000  
 ③滞納解消後の残額¥10,000  
 概3期で減額  
 ※滞納が解消された金額分の  
 「納入事業場報告」を提出する。

事務組合	概1期徴定額 ¥1,000,000	概2期徴定額 ¥1,000,000	概3期徴定額 ¥1,000,000
	納付済	納付済 ¥990,000 滞納 ¥10,000	
	↓	↓	↓
	概1期徴定額 ¥1,000,000	概2期徴定額 ¥990,000	概3期徴定額 ¥890,000
	納付済	納付済 ¥990,000 滞納 ¥10,000	

委託事業場への還付金から一般拠出金に充当処理し  
 事務組合保管額より ¥240 納付する

～上記の場合における申告書期別納付額記載例～

⑤申告済概算保険料額		⑤申告済概算保険料額 3,000,000 円	
⑥増加概算保険料額		△120,000 円	
⑦一般拠出金額		240 円	
⑧期別納付額	⑨第2期	△10,000 円	⑩事業又は作業の種類
	⑨第3期	△110,000 円	労働保険事務組合 北海道△△協同組合
⑪加入している労働保険	⑫所在地	⑬名称	札幌市北区北〇条西〇丁目〇-〇
⑭労働保険	⑮雇用保険	⑯名称	労働保険事務組合 北海道△△協同組合
⑰特得事業	⑱該当する	⑲氏名	会長 ○○ ○○
⑳該当しない	㉑該当しない	㉒氏名	〇〇 ○〇

(14) 「概算減額訂正報告」申告書記載例

様式第6号(第24条、第25条、第33条関係)(甲)(1)(表面)  
 労働保険 概算・増加概算・確定保険料 申告書 継続事業 (一括有期事業を含む。)  
 石綿健康被害救済法 一般拠出金

標準字体 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9  
 第3片「記入に当たっての注意事項」をよく読んでから記入して下さい。  
 OCR枠への記入は上記の「標準字体」でお願いします。

平成〇〇年△△月××日

あて先 〒060-8566  
 札幌市北区北8条西2丁目1-1  
 札幌第1合同庁舎

北海道労働局  
 労働保険特別会計歳入徴収官殿

**概算減額訂正報告** ← 訂正内容を朱書きで記入して下さい。

3 2 7 0 0

① 労働保険番号 0 1 3 2 4 9 3 0 0 0 0 -

② 増加年月日(元号:平成は7) ③ 事業廃止等年月日(元号:平成は7) ※事業廃止等理由

④ 常時使用労働者数 ⑤ 雇用保険被保険者数 ⑥ 免除対象高齢労働者数 ※保険関係 幸片保険理由コード

⑦ 区分	算定期間 平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで	⑧ 保険料・一般拠出金算定基礎額	⑨ 保険料一般拠出金率	⑩ 確定保険料・一般拠出金額 (⑧×⑨)
労働保険料		(イ) 千円	(イ) 1000分の(イ)	円
労働保険料		(ロ) 千円	(ロ) 1000分の(ロ)	円
雇用保険法適用者分		(ハ) 千円	(ハ) 1000分の(ハ)	円
雇用保険法適用者分		(ニ) 千円	(ニ) 1000分の(ニ)	円
雇用保険法適用者分		(ホ) 千円	(ホ) 1000分の(ホ)	円
雇用保険法適用者分		(ヘ) 千円	(ヘ) 1000分の(ヘ)	円
一般拠出金(注1)		(ヘ) 千円	(ヘ) 1000分の(ヘ)	円

⑪ 区分	算定期間 平成〇〇年4月1日 から 平成〇〇年3月31日 まで	⑫ 保険料算定基礎額の見込額	⑬ 保険料率	⑭ 概算・増加概算保険料額 (⑫×⑬)
労働保険料		(イ) 千円	(イ) 1000分の(イ)	8 3 8 7 1 7 円
労働保険料		(ロ) 千円	(ロ) 1000分の(ロ)	3 2 3 7 4 5 円
雇用保険法適用者分		(ハ) 千円	(ハ) 1000分の(ハ)	5 1 4 9 7 2 円
雇用保険法適用者分		(ニ) 千円	(ニ) 1000分の(ニ)	

減額後の総額を記入して下さい。

⑮ 申告済概算保険料額 減額前の総額を記入して下さい。 → 1,038,679 円

⑯ 増加概算保険料額 △199,962 円

提出時期に注意して期別ごとの純減額を記入して下さい。

第2期 第2期納付額 △89,602 円

第3期 第3期納付額 △110,360 円

一般拠出金の額を記入し、納付して下さい。

236 円

⑰ 延納の申請納付回数

⑱ 加入している労働保険 (イ) 労働保険 (ロ) 雇用保険 (ハ) 特掲事業 (ニ) 該当する (イ) 該当する (ロ) 該当しない

⑲ 所在地 (イ) 所在地 (ロ) 名称

事業主 (イ) 住所 (法人のときは所在地) 札幌市北区北〇条西〇丁目〇-〇 (ロ) 名称 労働保険事務組合 北海道△△協同組合 (ハ) 氏名 会長 〇〇 〇〇 (代表者の氏名)

記名・押印または代表者 自筆の署名をして下さい。

協同組合 代表者印

きりとり線(1枚目はきりはなさないで下さい。)



## (16) 「概算減額訂正報告」時における一般拠出金の納付書記載例

領収済通知書 (労働保険) (国庫金) (記入例) ¥0123456789

取扱庁名 北海道労働局 ※取扱庁番号 00075210 徴取勘定 労働保険料収入及び一般拠出金収入 労働保険特別会計 0847 厚生労働省管 6118 平成〇〇年度

30840 都道府県 所管 管轄 基幹番号 枝番号 ※CD ※証券受領

労働保険番号 01324930000-0000 項1 全部 一部

※会前年度(元号:平成は7) ※徴定年度(元号:平成は7) ※取納年月日(元号:平成は7)

元明- 年度(項2) 元明- 年度(項3) 元明- 年(項4) 月- 日(項4)

納付の目的

1. 平成 年度 概算 期

2. 増加賦課...1 期別の表示 全期(1)初期...1 2期...2 3期...3 4期(翌年度第1期)

3. 平成 年度 確定

※収納区分 ※収納機関 ※認決区分 ※徴定 ※データ指示コード ※内証券受領

注) 〒 ×××- ××××

札幌市北区北〇条西〇丁目〇〇

氏名) 労働保険事務組合 北海道△△協同組合

会長 ○○ ○○

枝 007 (概算減額分)

内 労働保険料 十億千百万千百十円 ¥0

一 般 拠 出 金 十億千百万千百十円 ¥236

納付額 (合計額) 十億千百万千百十円 ¥236

納付の場所 日本銀行(本店・支店・代理店又は徴収代理店)、所轄都道府県労働局 札幌第1合同庁舎 北海道労働局労働保険特別会計歳入徴収官 (官庁送付分)

この書面は、機械処理されますので、汚したり折曲げたりしないで下さい。

一般拠出金の額を記入します。  
¥は¥としてください。

両端下部(斜線部分)を少し空け、一般拠出金を納付する事業場の枝番号を記入してください。  
(枝番号が複数ある場合は金額もそれぞれ記入)

概算減額訂正報告時に申告した一般拠出金については、2期または3期納付期限前に送付される領収済通知書(納付書)に反映されないため、別途作成し概算訂正報告関係書類提出後速やかに納付してください。

※ 金額欄以外は訂正可能です。訂正箇所を横線で抹消し、正しい内容を訂正箇所のそばに記入してください。訂正印は不要です。

(17) 「概算増額訂正報告」申告書内訳及び特別加入者名簿(末尾8)記載例

組様式第6号(乙)

平成 年度確定  
平成 年度概算 保険料申告書内訳

1枚のうち 1枚目

(第2種特別加入保険料)  
**概算増額訂正報告**

労働保険 府 県 所 管 轄 基 幹 番 号  
番 号 0 1 1 0 1 9 3 0 0 0 8

① 労働 保険 番 号 の 枝 番 号	② 事 業 ( 団 体 ) の 名 称	③ 業 種	④ 特 別 加 入 者 数	⑤ 年度確定保険料			⑥ 年度概算保険料		
				⑤ 保 険 料 算 定 基 礎 額 総 計 千 円	⑥ 平 成 〇 〇 年 度 第 2 種 特 別 加 入 保 険 料 率 (1000分の)	⑦ 第 2 種 特 別 加 入 保 険 料 (⑤×⑥) 円	⑧ 保 険 料 算 定 基 礎 額 総 計 千 円	⑨ 平 成 〇 〇 年 度 第 2 種 特 別 加 入 保 険 料 率 (1000分の)	⑩ 第 2 種 特 別 加 入 保 険 料 (⑧×⑨) 円
1	札幌〇〇建設 一人親方組合	特2	48				133,833	18	2,408,994
合 計							133,833		2,408,994

概算増額後の総額を記入してください。

(26.1)

監督署用

適用事務様式7

特別加入団体の特別加入者名簿

団体名 札幌〇〇建設 一人親方組合 の 第 1

① 番 号	② 特 別 加 入 者 の 氏 名	③ 労 災 法 第 33 条 第 3 号 に 掲 げ る 者 と の 関 係	加入年月日 脱退年月日	第 2 種 特 別 加 入 給 付 基 礎 日 額	給 付 基 礎 日 額			
					金 額 ( 変 更 年 月 日 )	金 額 ( 変 更 年 月 日 )	金 額 ( 変 更 年 月 日 )	金 額 ( 変 更 年 月 日 )
48	親方 太郎	主・家族	〇〇.〇〇.〇〇	10,000 円	( . . . ) 円	( . . . ) 円	( . . . ) 円	( . . . ) 円
		主・家族			( . . . ) 円	( . . . ) 円	( . . . ) 円	( . . . ) 円
		主・家族			( . . . ) 円	( . . . ) 円	( . . . ) 円	( . . . ) 円
		主・家族			( . . . ) 円	( . . . ) 円	( . . . ) 円	( . . . ) 円
		主・家族			( . . . ) 円	( . . . ) 円	( . . . ) 円	( . . . ) 円
		主・家族			( . . . ) 円	( . . . ) 円	( . . . ) 円	( . . . ) 円
		主・家族			( . . . ) 円	( . . . ) 円	( . . . ) 円	( . . . ) 円
		主・家族			( . . . ) 円	( . . . ) 円	( . . . ) 円	( . . . ) 円
		主・家族			( . . . ) 円	( . . . ) 円	( . . . ) 円	( . . . ) 円
		主・家族			( . . . ) 円	( . . . ) 円	( . . . ) 円	( . . . ) 円
		主・家族			( . . . ) 円	( . . . ) 円	( . . . ) 円	( . . . ) 円
		主・家族			( . . . ) 円	( . . . ) 円	( . . . ) 円	( . . . ) 円

新規加入者の氏名、加入年月日、  
日額等を記入してください。

(26. 1)

(18) 「概算増額訂正報告」集計表(末尾8)記載例

第2種特別加入保険料算定基礎額集計表

**概算増額訂正報告**

平成 年度確定  
平成 ○○ 年度概算

労働保険 番号	府県	所掌	管轄	基 幹 番 号	枝番号
	0 1	1	0 1	9 3 0 0 0 8	0 0 1

給付基礎日額	保険料算定 基 礎 額	平成 年度確定保険料		平成 ○○ 年度概算保険料	
		特別加入者数	保険料算定基礎額計	特別加入者数	保険料算定基礎額計
25,000円	9,125,000円				
20,000円	7,300,000円				
18,000円	6,570,000円				
16,000円	5,840,000円				
14,000円	5,110,000円			3	15,330,000
12,000円	4,380,000円				
10,000円	3,650,000円			15	54,750,000
9,000円	3,285,000円			1	2,433,336
8,000円	2,920,000円			7	20,440,000
7,000円	2,555,000円				
6,000円	2,190,000円			2	4,380,000
5,000円	1,825,000円			20	36,500,000
4,000円	1,460,000円				
3,500円	1,277,500円				
小 計	特例計算以外の者			47 人	131,400,000 円
	特例計算の者			1 人	2,433,336 円
合 計				48 人	133,833,336 円
保険料算定基礎額総計		①	千円 ②		133,833 千円

朱書きしてください。

概算増額後の総額を集計して記入してください。

日額10,000円で8/1からの新規加入の場合(2,433,336円)

円単位まで合計した後に、千円未満を切り捨ててください。

(注) 上段には特例計算者以外の者  
下段には特例計算の者を記載  
すること

事業(団体)の 所在地 札幌市北区北〇条西×丁目  
名称 札幌〇×建設 一人親方組合

労働保険事務組合の 所在地 札幌市北区北〇条西×丁目  
名称 北海道△△協同組合

(労働保険事務組合に委託している場合のみ記載)

(19) 「概算減額訂正報告」申告書内訳及び集計表(末尾8)記載例

組様式第6号(乙)

平成: 年度確定  
平成: 年度概算

1枚のうち 1枚目

労働保険番号 01101930008

府 県 所 掌 管 轄 基 幹 番 号

保険料申告書内訳

(第2種特別加入保険料)

**概算減額訂正報告**

① 労働 番号 の 枝 番 号	② 事業(団体)の名称	③ 業 種	④ 特別加 入者数	平成25年度確定保険料			平成 年度概算保険料		
				⑤ 保険料算定 基礎額総計	⑥ 平成25 年度第2種 特別加入 保険料率 (1000分の)	⑦ 第2種特別 加入保険料 (⑤×⑥)	⑧ 保険料算定 基礎額総計	⑨ 平成26 年度第2種 特別加入 保険料率 (1000分の)	⑩ 第2種特別 加入保険料 (⑧×⑨)
1	札幌〇〇建設 一人親方組合	特2	48人	千円		円	千円	18	円
							132,464		2,384,352
合 計							132,464		2,384,352

概算減額後の総額を記入してください。

(26.1) 監督署用

適用事務様式7

特別加入団体の特別加入者名簿

団体名 札幌〇〇建設 一人親方組合 の 1

① 番号	② 特別加入者の氏名	③ 労災法第33条 第3号に掲げ る者との関係	加入年月日 脱退年月日	第2種 特別加入 給付基礎 日 額	給 付 基 礎 日 額			
					金 額 (変更年月日)	金 額 (変更年月日)	金 額 (変更年月日)	金 額 (変更年月日)
1	労働 一郎	主・家族	〇〇.△△.×× 〇〇.△△.××	5,000 円	(. . .) 円	(. . .) 円	(. . .) 円	(. . .) 円
2	雇用 花子	主・家族	〇〇.△△.×× 〇〇.△△.××	5,000	(. . .)	(. . .)	(. . .)	(. . .)
		主・家族			(. . .)	(. . .)	(. . .)	(. . .)
		主・家族			(. . .)	(. . .)	(. . .)	(. . .)
		主・家族			(. . .)	(. . .)	(. . .)	(. . .)
		主・家族			(. . .)	(. . .)	(. . .)	(. . .)
		主・家族			(. . .)	(. . .)	(. . .)	(. . .)
		主・家族			(. . .)	(. . .)	(. . .)	(. . .)
		主・家族			(. . .)	(. . .)	(. . .)	(. . .)
		主・家族			(. . .)	(. . .)	(. . .)	(. . .)
		主・家族			(. . .)	(. . .)	(. . .)	(. . .)
		主・家族			(. . .)	(. . .)	(. . .)	(. . .)
		主・家族			(. . .)	(. . .)	(. . .)	(. . .)
		主・家族			(. . .)	(. . .)	(. . .)	(. . .)
		主・家族			(. . .)	(. . .)	(. . .)	(. . .)

脱退者の氏名、加入・脱退年月日、日額等を記入してください。

(26.1)

(20) 「概算減額訂正報告」集計表(末尾8)記載例

第2種特別加入保険料算定基礎額集計表																					
概算減額訂正報告		平成 年度確定		労働保険		府県		所掌 管轄		基 幹 番 号				枝番号							
平成 ○○ 年度概算				番 号		0 1		1 0		1 9		3 0		0 0		8 0		0 0		1	
給付基礎日額	保険料算定基礎額	平成 年度確定保険料				平成○○年度概算保険料															
		特別加入者数		保険料算定基礎額計		特別加入者数		保険料算定基礎額計													
25,000円	9,125,000円	朱書きしてください。																			
20,000円	7,300,000円																				
18,000円	6,570,000円																				
16,000円	5,840,000円																				
14,000円	5,110,000円												3								15,330,000
12,000円	4,380,000円																				
10,000円	3,650,000円												15								54,750,000
													1								2,433,336
9,000円	3,285,000円																				
8,000円	2,920,000円	日額5,000円で 10/31脱退 1名(7か月=1,064,588円) 11/20脱退 1名(8か月=1,216,672円)											7								20,440,000
7,000円	2,555,000円																				
6,000円	2,190,000円												2								4,380,000
5,000円	1,825,000円												18								32,850,000
													2								2,281,260
4,000円	1,460,000円																				
3,500円	1,277,500円																				
小 計	特例計算以外の者	人		円									45人								127,750,000円
	特例計算の者	円単位まで 円未満を切り捨ててください。		合計した後に、千円単位まで切り捨ててください。									3人								4,714,596円
合 計													48人								132,464,596円
保険料算定基礎額総計		①		千円②																	132,464千円

(注) 上段には特例計算者以外の者  
下段には特例計算の者を記載すること

事業(団体)の 所在地 札幌市北区北〇条西×丁目  
名称 札幌〇×建設 一人親方組合

労働保険事務組合の 所在地 札幌市北区北〇条西×丁目  
名称 北海道△△協同組合

(労働保険事務組合に委託している場合のみ記載)

## 4 労働保険料等の内部処理について

### (1) 労働保険料等の内部処理モデル（一般）

#### ア 各委託事業所からの個々の領収額

事業場	労働保険料							還付	一般 拠出金 (29確定額)	領収額計		
	29年度概算保険料額			29年度 確定額	充当	不足	30年度徴収額(概算総額+確定差額)					
	1期	2期	3期				1期				2期	3期
A社	15,000			21,000		6,000	概算21,000+不足6,000			0	400	27,400
	5,000	5,000	5,000				13,000 (+6,000)	7,000	7,000			
B社	12,000			18,000		6,000	概算18,000+不足6,000			0	300	24,300
	4,000	4,000	4,000				12,000 (+6,000)	6,000	6,000			
C社	9,000			6,000	3,000		H30.3.31委託解除			3,000	100	▲2,900
	3,000	3,000	3,000									
D社	9,000			6,000	3,000		概算6,000-充当3,000			0	100	3,100
	3,000	3,000	3,000				0 (▲2,000)	1,000 (▲1,000)	2,000			
E社	7,500			3,000	4,500		概算3,000-充当3,000			1,500	0	▲1,500
	2,500	2,500	2,500				0 (▲1,000)	0 (▲1,000)	0 (▲1,000)			
計	52,500			54,000	10,500	12,000	①54,000 概算48,000+不足12,000-充当6,000			③4,500	②900	50,400
	17,500	17,500	17,500				25,000	14,000	15,000			

#### イ 申告書上の申告額と国への実際の納付額

事務 組合 全体	労働保険料							一般 拠出金 (29確定額)	納付額計		
	29年度概算保険料額			29年度 確定額	充当	不足	30年度納付額(概算総額+確定差額)				
	1期	2期	3期				1期			2期	3期
事務 組合 全体	52,500			54,000	0	1,500	④49,500 概算48,000+不足1,500			⑤900	50,400
	17,500	17,500	17,500				17,500 (+1,500)	16,000	16,000		

↑1期納期に納付

#### ウ 事務組合保管額の状況

	1期	2期	3期
①委託事業場からの領収額(労働保険料)	25,000	14,000	15,000
②委託事業場からの領収額(一般拠出金)	900		
③委託事業場への還付額	4,500		
④国への労働保険料納付額	17,500	16,000	16,000
⑤国への一般拠出金納付額	900		
収支(①+②-③-④-⑤)	3,000	▲2,000	▲1,000
収支累計(=事務組合保管額)	3,000	1,000	0

## エ 期別保険料の流れ（収入＝支出）

期別	事業場からの徴収額(収入)	納付額+還付額(支出)	保管額
確定不足 1期 拠出金	25,900 A社から 6,000 + 7,000 + 400 B社から 6,000 + 6,000 + 300 C社から 100 D社から 100	22,900 国に納付 1,500 + 16,000 + 900 C社に還付 3,000 E社に還付 1,500	3,000
2期	14,000 A社から 7,000 B社から 6,000 D社から 1,000	16,000 国に納付の際、 足りない2,000円は 保管額から支出	1,000
3期	15,000 A社から 7,000 B社から 6,000 D社から 2,000	16,000 国に納付の際、 足りない1,000円は 保管額から支出	0
累計	54,900	54,900	0

## オ 滞納事業場があった場合の事務処理

- (ア) 納期限における各期別の滞納事業場の把握（領収書、徴収及び納付簿等で確認）。
- (イ) 各期別納付額から上記エの滞納額を差し引いて納期限までに国へ納付。
- (ウ) 労働保険料等滞納事業場報告書の作成・提出（提出期限厳守）。
- (エ) 早期に滞納事業場の解消に努めること。

(例) B社が1期で3,100円（1期3,000円＋一般拠出金100円）を滞納した場合（上記アによる納付額の算定）

**期別納付額から滞納額を差し引いて国へ納付**  
 不足・1期 17,500円 － 3,000円 ＝ 14,500円 納付  
 一般拠出金 900円 － 100円 ＝ 800円 納付

## カ 保険料等の徴収・納付及び保管に関する留意事項

委託事業場から入金された保険料等は、全て労働保険料等の専用口座（各労働保険保険番号ごとの口座が望ましい）に預託しておき、納付または還付目的以外に引き出してはなりません。

また、納期限前に事業場より受領した保険料等は納期限までに、納期限後に受領した保険料等は直ちに国へ納付しなければなりません。

なお、**保険料等の立替納付は絶対に行わないようお願いします。**

## (2) 労働保険料等の内部処理モデル (滞納充当処理)

国と事務組合の確定精算、申告済概算保険料総額と確定保険料総額との差し引きで行います。そのために、下記の図にあるC社・E社の充当額 7,500円 (3,000円+4,500円) のように、C社とE社に滞納があってもないものとして計算し、事務組合として国へ納付すべき確定不足額を減じています (もしくは概算保険料に充当しています)。

よって その減じた分 (充当した分) だけ事務組合の内部保管額に残ることになりますので、内部保管金とせず国へ納付 (滞納保険料へ充当) しなければなりません (滞納充当処理の納付責任は事務組合にあります)。

### ア 各委託事業所からの個々の領収額

事業場	労働保険料							還付	一般 拠出金 (29確定額)	領収額計		
	29年度概算保険料額			29年度 確定額	充当	不足	30年度徴収額 (概算総額+確定差額)					
	1期	2期	3期				1期				2期	3期
A社	15,000			21,000		6,000	概算21,000+不足6,000			0	400	27,400
	5,000	5,000	5,000				13,000 (+6,000)	7,000	7,000			
B社	12,000			18,000		6,000	概算18,000+不足6,000			0	300	24,300
	4,000	4,000	4,000				12,000 (+6,000)	6,000	6,000			
C社	9,000			6,000	3,000		H30.3.31委託解除			3,000 滞納充当処理 (国へ納付)	100	100
	3,000	3,000	滞納 3,000									
D社	9,000			6,000	3,000		概算6,000-充当3,000			0	100	3,100
	3,000	3,000	3,000				0 (▲2,000)	1,000 (▲1,000)	2,000			
E社	7,500			3,000	4,500		概算3,000-充当3,000			1,500 滞納充当処理 (国へ納付)	0	0
	2,500	2,500	滞納 2,500				0 (▲1,000)	0 (▲1,000)	0 (▲1,000)			
計	52,500			54,000	10,500	12,000	①54,000 概算48,000+不足12,000-充当6,000			③0	②900	54,900
	17,500	17,500	17,500				25,000	14,000	15,000			

### イ 申告額と国へ納付が必要な額

事業場	労働保険料							一般 拠出金 (29確定額)	納付額計		
	29年度概算総額			29確定	充当	不足	30年度納付額 (概算総額+確定差額)				
	1期	2期	3期				1期			2期	3期
組全体	52,500			54,000	0	1,500	④49,500 概算48,000+不足1,500			⑤900	50,400
	17,500	17,500	17,500				17,500 (+1,500)	16,000	16,000		

↑1期納期に納付

### ウ 事務組合保管額の状況

	1期	2期	3期
①委託事業場からの領収額(労働保険料)	25,000	14,000	15,000
②委託事業場からの領収額(一般拠出金)	900		
③委託事業場への還付額	0		
④国への労働保険料納付額	17,500	16,000	16,000
⑤国への一般拠出金納付額	900		
収支(①+②-③-④-⑤)	7,500	▲2,000	▲1,000
※滞納充当処理のため国へ納付しなければならない額	4,500		

## エ 期別保険料の流れ（収入＝支出）

期別	事業場からの徴収額(収入)	納付額+還付額(支出)	保管額
確定不足 1期 拠出金	25,900 A社から 6,000 + 7,000 + 400 B社から 6,000 + 6,000 + 300 C社から 100 D社から 100	22,900 国に納付 1,500 + 16,000 + 900 ※滞納充当も国へ納付のこと C社滞納充当処理 3,000 E社滞納充当処理 1,500	3,000
2期	14,000 A社から 7,000 B社から 6,000 D社から 1,000	16,000 国に納付の際、 足りない2,000円は 保管額から支出	1,000
3期	15,000 A社から 7,000 B社から 6,000 D社から 2,000	16,000 国に納付の際、 足りない1,000円は 保管額から支出	0
累計	54,900	54,900	0

## オ 滞納充当処理

次の（ア）～（ウ）すべてに該当する場合に滞納充当処理が必要となります。

- （ア） 前年度概算保険料に滞納がある。
  - （イ） 年度更新確定精算時に充当になる。
  - （ウ） （イ）の充当額が今年度概算総額より多い。
- } 前頁の表ではC社とE社が該当

※滞納充当処理額＝確定精算時の充当額－今年度概算総額

### ● C社の場合

- （ア）29年度3期で3,000円の滞納
  - （イ）年更時で3,000円の充当
  - （ウ）3,000円の充当額が30年度概算額0円より多い
- } 滞納がなければ3,000円の還付になるが、  
滞納があるため29年度3期へ3,000円の  
滞納充当処理(国への納付)が必要

### ● E社の場合

- （ア）29年度3期で2,500円の滞納
  - （イ）年更時で4,500円の充当
  - （ウ）4,500円の充当額が30年度概算額3,000円より多い
- } 30年度概算に3,000円充当しても1,500円が余る。  
滞納がなければ1,500円の還付になるが、  
滞納があるため29年度3期へ1,500円の  
滞納充当処理(国への納付)が必要

※前年度概算保険料1期～3期に滞納があり、滞納充当処理を納付する場合は、**3期から納付**することになります（3期→2期→1期）。

なお、納付の際には納付書に「枝〇〇番滞納充当処理」と表示してください。

### (3) 「労働保険料等滞納事業場報告書」について

各納期限において、労働保険料等を滞納している事業場がある場合は、「労働保険料等滞納事業場報告書」（組様式第9号、以下「滞納事業場報告書」という。）を提出することにより、滞納の内訳を把握し、それに基づき督促等を行います。よって、提出漏れや金額誤りがあると正しい督促ができません。また、徴収決定額に対して未済額があるにも関わらず、**滞納報告のなされていない未済分については事務組合自体が滞納しているもの**として処理し、督促及び延滞金の納付責任（滞納処分等）は、当該事務組合に課されます。

#### ア 提出期限

納期限から15日以内の指定した期限内に提出してください。

提出内容	提出期限
概算1期保険料・確定不足・一般拠出金	7/24頃 ※口座振替納付制度利用の場合 9/20頃
概算2期保険料 ～9/30までの訂正報告にかかる保険料	11/28頃
概算3期保険料 ～12/28までの訂正報告にかかる保険料	2/28頃
～3/31までの訂正報告にかかる保険料	4/14頃

#### イ 提出先

北海道労働局 労働保険徴収課 収納第二係（全ての末尾分）

※事務組合控に受付印が必要な場合は、返信用封筒を同封願います。

#### ウ 留意事項

- (ア) 「確定不足保険料」、「概算（第1期、第2期、第3期）保険料」、「一般拠出金」、「再確定保険料」等は、それぞれ別葉にて作成してください。
- (イ) 同報告書は、必ず**法定納期日現在**で作成してください。
- (ウ) 同報告書作成の際には、枝番号順に記入してください。
- (エ) 同報告書作成後、提出までの間に保険料を納付した場合は、右欄の「納付状況」欄に納付月日、納入額等を記入してください。また、「労働保険料等納入事業場報告書」にも記載及び報告が必要となりますので、ご注意願います。
- (オ) 同報告書提出の際、必ず検算願います。

国に対する各期 納付額	—	各期の滞納事業場報 告書の合計額	=	納期限までに納付 した各期納付額
----------------	---	---------------------	---	---------------------

※年度更新の結果、前年度からの充当により事務組合全体で納付すべき保険料がない場合でも、各期において滞納している委託事業場がある場合は、滞納事業場報告書の提出が必要です。なお、委託事業場から領収した滞納保険料は、事務組合保管額となりますが、納入事業場報告書の提出が必要です。

# (4) 「労働保険料等滞納事業場報告書」記載例

組様式第9号 労働保険料等滞納事業場報告書

種別 31850 北海道 提出年月日 7-00-△△-××

労働局長 殿 労働保険事務組合 札幌市北区北〇条西×丁目〇番×号

名称 北海道△△協同組合 代表者氏名 会長〇〇〇〇

現在 下記事業場の保険料等が滞納となっていますので報告します。

枝番号	納付すべき保険料等1	納付状況
005	納入額1: 20000, 滞納額1: 3056	7/19: 2000 (滞納額 3056)
009	納入額2: 20000, 滞納額2: 2000	0 (滞納額 2000)

凡例欄を参照し、記載してください。

1—徴収区分  
21. 全期または1期  
22. 2期  
23. 3期  
61. 事業廃止(保険料)  
62. 前年度(保険料)  
63. 前々年度(保険料)  
71. 事業廃止(拠出金)  
72. 前年度(拠出金)  
73. 前々年度(拠出金)

確定不足、概算1期、一般拠出金はそれぞれ別葉かつ枝番号順に作成してください。

代表者印

代表者印

代表者印

代表者印

## (5) 「労働保険料等納入事業場報告書」について

国へ納付された保険料等の納付目的を把握し、正しい期別収納先への収納を行うため、「労働保険料等納入事業場報告書」（組様式第10号、以下「納入事業場報告書」という。）の提出が必要となります。「滞納事業場報告書」で報告した事業場のうち、その後納付したものについて、1ヶ月分をとりまとめ、翌月10日までに報告してください。

※一般拠出金、追徴金についても同様に報告してください。

### ア 提出先

北海道労働局 労働保険徴収課 収納第二係 （全ての末尾分）

※事務組合控に受付印が必要な場合は、返信用封筒を同封願います。

### イ 留意事項

- (ア) 「徴定年度」、「徴定区分」欄は、それぞれ徴収決定された年度及び区分を記入してください。
- (イ) 「年月日」欄は、労働保険料等を金融機関に納付した年月日を記入してください。
- (ウ) 「保険料等」欄は、金融機関に納付した労働保険料等の額を記入してください。
- (エ) 「滞納額」欄は納付後の滞納残額を記入してください。
- (オ) 「納付場所」欄は、金融機関（支店名まで）を記入してください。
- (カ) 滞納充当処理による納付の場合は、「備考」欄に「滞納充当処理」と記入してください。
- (キ) 事業廃止等により、滞納事業場の概算減額訂正報告を行い、それにより滞納保険料が減額される場合も、納入事業場報告書が必要です。その際は、「備考」欄に「概算減額訂正」と記入してください。

## (6) 「労働保険料等納入事業場報告書」記載例

組様式第10号 労働保険料等納入事業場報告書

1か月分を取りまとめ、翌月10日までに提出する。

提出年月日 7-00-△△-××

北海道 労働局長 殿

※労働保険番号 01324930000

電話 (000)-(△△△)××××番

所在地 〒000-△△△△ 札幌市北区北〇条西〇丁目

名称 労働保険事務組合 △△協同組合

代表者氏名 会長 ×××× 代表者印

中以下記事業場の保険料等を納付しましたので報告します。

枝番号	年月日	保険料等	滞納額	備考
001	7-00-△△-××	3056	0	今回納付した額
014	7-00-△△-××	11534	17700	残りの滞納額
026	7-00-△△-××	44919	118000	概算減額訂正
23				滞納充当処理

減額訂正・滞納充当の場合は記載する。

## (7) 委託事業場に対する労働保険料等の滞納整理について

労働保険料等が滞納となった委託事業場に対しては、直ちにその理由を把握し、遅くとも**督促状の指定納期限**までに完納となるよう納入督促を実施してください。

また、督促状の指定納期限経過後も滞納となる委託事業場に対しては、具体的な納入計画を聴取し、早期に延滞金を含めて完納となるよう履行状況を見ながら的確な相談・指導を行ってください。その経過を「滞納事業場処理事跡票」（以下「事跡票」という）に簡潔に整理しておいてください。

なお、滞納事業場に対する相談・指導を行うに当たり、事務組合だけでは対応に苦慮する事業場（保険料等を徴収することが困難な事業場）については、あらかじめ北海道労働局にご連絡ください。

さらに、**下記アに該当する滞納事業場については、必ず「労働保険料等滞納金納入誓約書」（以下「納入誓約書」という）を徴し、「事跡票」と併せて下記ウの期日までに北海道労働局へ提出**してください。

### ア 対象事業場

(ア) 確定保険料の申告（年度更新）時に、過年度の労働保険料等の滞納がある委託事業場

(イ) 委託解除時に労働保険料等の滞納がある委託事業場

※「**賃金等の報告**」等で**確定保険料を算定**し、「概算訂正報告」と併せて北海道労働局に提出するとともに、委託解除届を管轄の労働基準監督署または公共職業安定所に提出してください。また、事業廃止のときは雇用保険適用事業所廃止届等を管轄の公共職業安定所に提出してください。

### イ 提出書類

「事跡票」については写しを、「納入誓約書」については事業主から徴した正本（副本は事業場に返戻）を提出してください。したがって、事務組合には「事跡票」の原本と「納入誓約書」の写しが残ることとなります。

### ウ 提出期日

(ア) 上記アの（ア）の該当滞納事業場分

**毎年9月末日まで。**

(イ) 上記アの（イ）の該当滞納事業場分

**事象発生の都度、速やかに。**

### エ 「事跡票」、「納入誓約書」の作成・提出

(ア) 「事跡票」は滞納となっている原因や督促等の記録を委託事業場毎に残しておくことで、担当者の交替時の事務引継や北海道労働局による監査・指導時の説明が容易となります。徴収困難となって最終的に北海道労働局に引き継ぐ際には、事業主との接触経過がわかるよう必ず作成してください。

(イ) 「納入誓約書」は、労働保険料徴収権の消滅時効を中断し、債権の保全を図るとともに事業主に滞納額がいくら残っているかを認識させ、計画的な納付を履行させるためのものです。

(ウ) 納付中断等で誓約内容が現状と相違したときは随時、新たな滞納（年度更新による新保険料の滞納、延滞金の発生等）が増えたときは、年度更新後の早い時期に作成して提出してください。

## オ「事跡票」作成上の留意事項

- (ア)「事業所名」欄は、有限会社、株式会社を含め正式名称を記入してください。
- (イ)「事跡票」裏面の「事跡」欄には、事業場との対応経過を記入してください。
- (ウ)「領収日」欄には、事務組合が国へ労働保険料等を納付した日付を記入してください。
- (エ)「納入誓約書受理状況」欄には、受理年月日を記入してください。
- (オ)「滞納に至った理由」欄は、該当項目を○で囲んでください。
- (カ)事務組合に残った「事跡票」等については引き続き保管し、滞納事業場に対する納入督促等に活用するとともに、対応状況等を継続して記入しておいてください。

※「事跡票」及び「納入誓約書」の様式については、北海道労働局のホームページよりダウンロードを行いご使用ください。

### ◎ 掲載場所

トップページ>お役立ち情報「法令・様式集」>様式集「様式ダウンロードコーナーその2」>労働保険関係>労働保険事務組合関係の（滞納整理関係）

### お問い合わせ先

北海道労働局総務部労働保険徴収課収納第二係

TEL 011-709-2311 内線3629 または 3630



## (9) 延滞金について

### ア 延滞金の徴収

延滞金は、次の（ア）から（ウ）のすべてに該当する場合、労働保険料、一般拠出金の額につき年14.6%の割合で、納期限の翌日から完納又は財産差押えの日の前日までの日数について延滞金が課せられます。

また、延滞金を軽減する法律の改正により、**平成22年1月1日以降に納期限が到来した労働保険料等に係る延滞金**を計算する際には、納期限の翌日から2月を経過する日までの期間は、年7.3%の割合または特例基準割合（※1）のうち低いほうの割合で計算されます。

さらに、**平成27年1月1日以降の延滞金**を計算する際には、年14.6%の割合にあつては特例基準割合（※2）に年7.3%の割合を加算した割合とし、納期限の翌日から2月を経過する日までの期間は、特例基準割合（※2）（当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合）で計算されます。

（ア）歳入徴収官から督促状が発せられたとき。

（イ）督促状により指定された期限までに労働保険料（一般拠出金）が全額納付されなかったとき。

（ウ）労働保険料（一般拠出金）が1,000円以上であるとき。

※計算において、労働保険料の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てて計算をします。

※計算した結果、延滞金の額が100円未満であるときは、徴収されません。

※法令の規定に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とすることになっています。

延滞金は、速やかに委託事業場から領収して国へ納付してください。

また、委託事業場より保険料等が督促状指定期限前に入金されているにも関わらず、国への**納付遅延等により延滞金が課せられた場合、事務組合の責任として納付していただく場合（徴収法第35条第2項）があります**ので、早期納付をお願いします。

なお、保険料等と延滞金を同時に納付する場合は、納付書は別葉としてください。

#### ※1 特例基準割合とは

各年の前年の11月30日を経過するときにおける日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4%の割合を加算した率をいいます。

平成22年1月から平成22年12月までの率については4.3%になります。

平成23年1月から平成23年12月までの率については4.3%になります。

平成24年1月から平成24年12月までの率については4.3%になります。

平成25年1月から平成25年12月までの率については4.3%になります。

平成26年1月から平成26年12月までの率については4.3%になります。

#### ※2 特例基準割合とは

各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合をいいます。

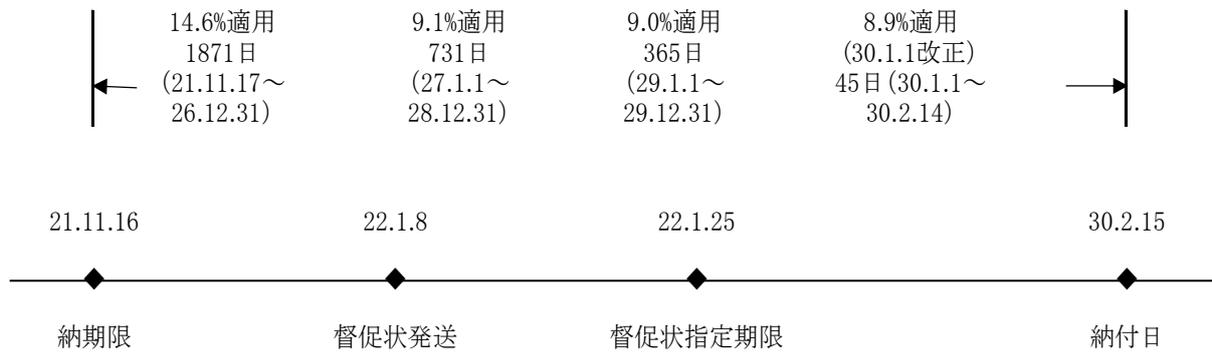
平成27年1月から平成28年12月までの率については年14.6%の割合にあつては9.1%、年7.3%の割合にあつては2.8%になります。

平成29年1月から平成29年12月までの率については年14.6%の割合にあつては9.0%、年7.3%の割合にあつては2.7%になります。

平成30年1月以降の率については、年14.6%の割合にあつては8.9%、年7.3%の割合にあつては2.6%になります。

## イ 延滞金の計算方法（納期限が平成21年12月31日以前）

【例1】 滞納保険料(21年度第2期分)100,000円を平成30年2月15日に納付した場合



$$* 100,000(\text{円}) \times \frac{14.6}{100} \times \frac{1871}{365} = 74,840(\text{円}) - \textcircled{1}$$

$$100,000(\text{円}) \times \frac{9.1}{100} \times \frac{731}{365} \doteq 18,224(\text{円}) - \textcircled{2}$$

$$100,000(\text{円}) \times \frac{9.0}{100} \times \frac{365}{365} \doteq 9,000(\text{円}) - \textcircled{3}$$

$$100,000(\text{円}) \times \frac{8.9}{100} \times \frac{45}{365} \doteq 1,097(\text{円}) - \textcircled{4}$$

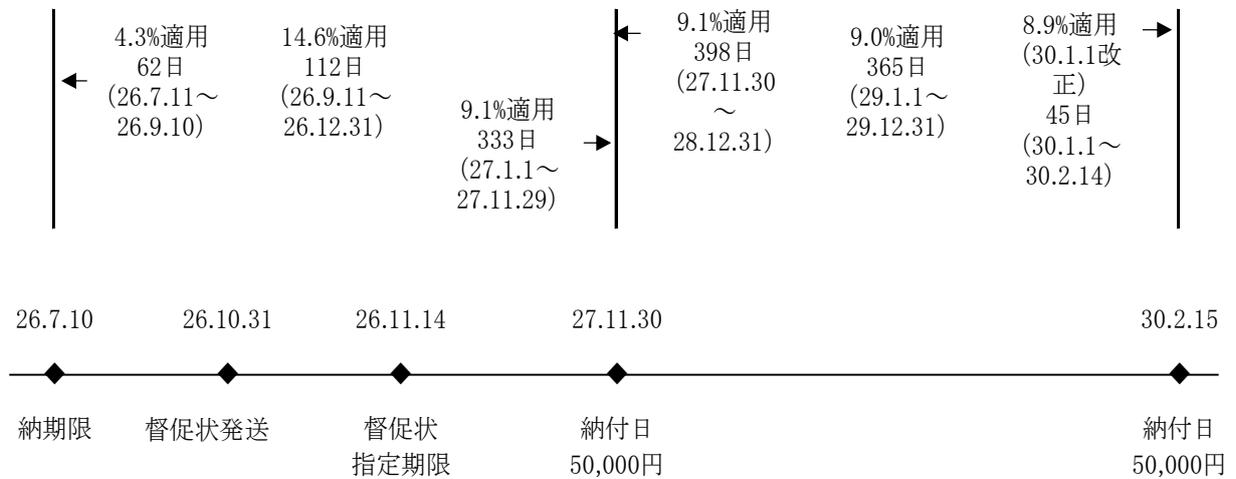
$$* \textcircled{1} + \textcircled{2} + \textcircled{3} + \textcircled{4} = 74,840 + 18,224 + 9,000 + 1,097 = 103,161(\text{円})$$

100円未満切り捨て 103,100(円)

{	保険料	100,000円
	延滞金	103,100円

## ウ 延滞金の計算方法（納期限が平成22年1月1日～平成26年10月31日）

【例2】 滞納保険料(26年度第1期分)100,000円を平成27年11月30日に一部納付(50,000円)し、平成30年2月15日に残額を納付した場合



$$* 100,000(\text{円}) \times \frac{4.3}{100} \times \frac{62}{365} \doteq 730(\text{円}) \text{ --- ①}$$

$$* 100,000(\text{円}) \times \frac{14.6}{100} \times \frac{112}{365} = 4,480(\text{円}) \text{ --- ②}$$

$$* 100,000(\text{円}) \times \frac{9.1}{100} \times \frac{333}{365} = 8,302(\text{円}) \text{ --- ③}$$

$$* 50,000(\text{円}) \times \frac{9.1}{100} \times \frac{398}{365} \doteq 4,961(\text{円}) \text{ --- ④}$$

$$* 50,000(\text{円}) \times \frac{9.0}{100} \times \frac{365}{365} \doteq 4,500(\text{円}) \text{ --- ⑤}$$

$$* 50,000(\text{円}) \times \frac{8.9}{100} \times \frac{45}{365} \doteq 548(\text{円}) \text{ --- ⑥}$$

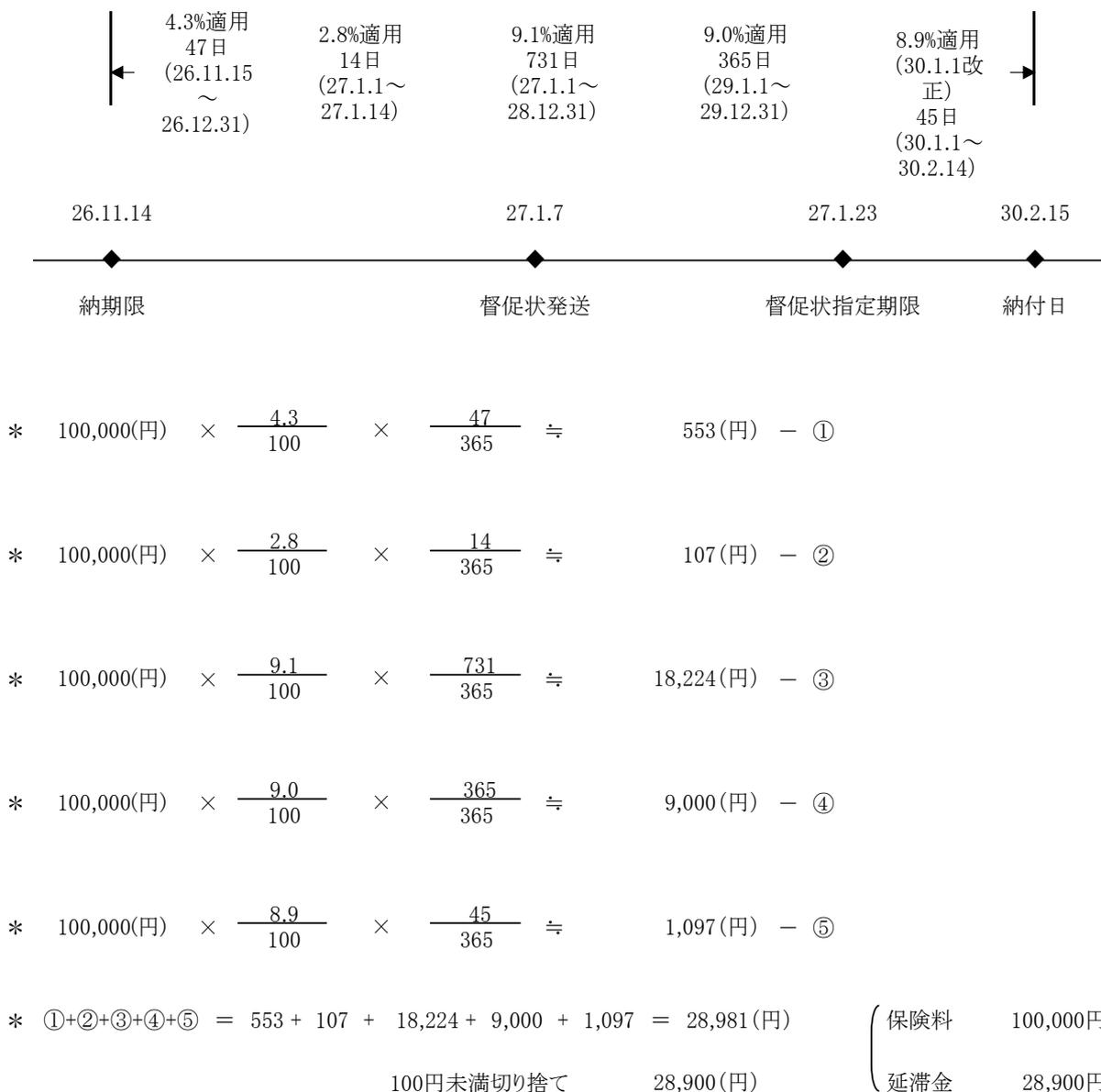
$$* \text{①}+\text{②}+\text{③}+\text{④}+\text{⑤}+\text{⑥} = 730 + 4,480 + 8,302 + 4,961 + 4,500 + 548 = 23,521(\text{円})$$

100円未満切り捨て 23,500(円)

{	保険料	100,000円
	延滞金	23,500円

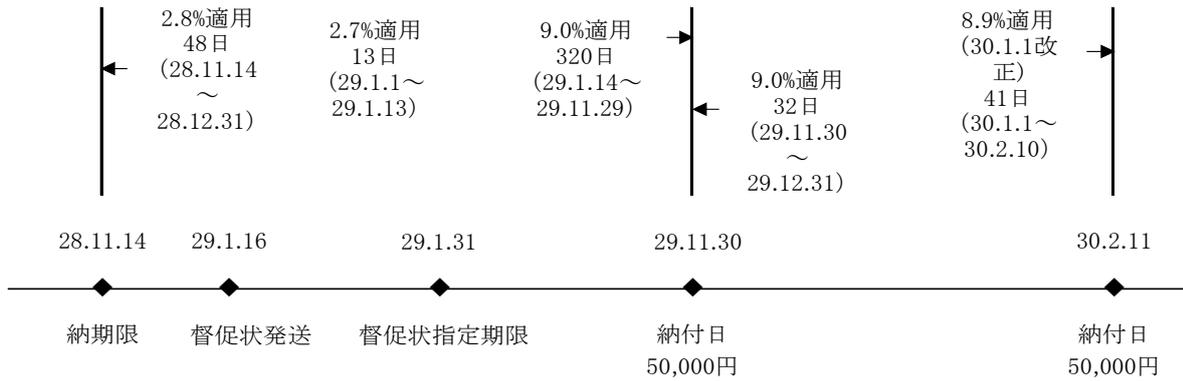
## エ 延滞金の計算方法（納期限が平成26年11月1日～平成26年12月31日）

【例3】滞納保険料(26年度第2期分)100,000円を平成30年2月15日に納付した場合



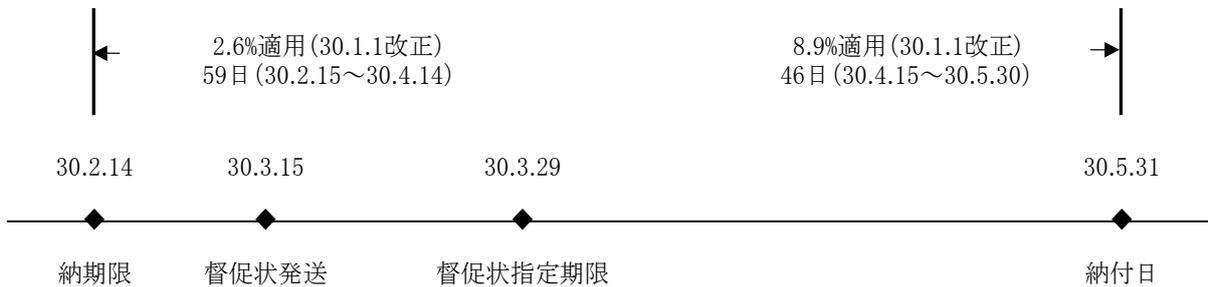
**オ 延滞金の計算方法（納期限が平成27年1月1日～以降）**

【例4】 滞納保険料(28年度第2期分)100,000円を平成29年11月30日に一部納付(50,000円)し、平成30年2月11日に残額を納付した場合



* 100,000(円)	×	$\frac{2.8}{100}$	×	$\frac{48}{365}$	≒	368(円)	－ ①	
* 100,000(円)	×	$\frac{2.7}{100}$	×	$\frac{13}{365}$	≒	96(円)	－ ②	
* 100,000(円)	×	$\frac{9.0}{100}$	×	$\frac{320}{365}$	=	7,890(円)	－ ③	
* 50,000(円)	×	$\frac{9.0}{100}$	×	$\frac{32}{365}$	=	394(円)	－ ④	
* 50,000(円)	×	$\frac{8.9}{100}$	×	$\frac{41}{365}$	≒	499(円)	－ ⑤	
* ①+ ②+ ③+ ④+ ⑤ = 368 +96+ 7,890+ 394+ 499 = 9,247(円)							( 保険料 100,000円 延滞金 9,200円             )	
100円未満切り捨て								9,200(円)

【例5】 滞納保険料(29年度第3期分)100,000円を平成30年5月31日に納付した場合



* 100,000(円)	×	$\frac{2.6}{100}$	×	$\frac{59}{365}$	≒	420(円)	－ ①	
* 100,000(円)	×	$\frac{8.9}{100}$	×	$\frac{46}{365}$	≒	1,121(円)	－ ②	
* ① + ② = 420 + 1,121 = 1,541(円)							( 保険料 100,000円 延滞金 1,500円             )	
100円未満切り捨て								1,500(円)

# (10) 納付書について

## 納付書の記入にあたっての留意事項

- (ア) 使用する納付書は間違えないよう注意してください。  
 安定所所掌分（末尾0～3）・・・藤 色  
 監督署所掌分（末尾4～8）・・・黒 色
- (イ) 科目（保険料・一般拠出金・追徴金・延滞金）・年度・期別ごとに1枚ずつ作成してください（同じ科目・年度・期別であれば複数の事業場分でも、それぞれ枝番号と金額を記入して、1枚の納付書でまとめて納入して差し支えありません）。
- (ウ) 前年度概算保険料1期～3期に滞納があり、滞納充当処理として納付する場合は、3期から順に納付します。（3期→2期→1期）納付の際には、住所・氏名欄の下部余白に「枝〇〇滞納充当処理」を記載してください。
- (エ) 種別30820～2（納付額欄が分かれていない様式）で一般拠出金を納付する場合は、住所、氏名欄の下部余白に一般拠出金である旨記入してください。

## 納付書の記入例（種別30820の場合）

枝番号の記入はメリット事業場（個別管理も含む）の場合のみ記入してください。

金額の訂正はできません。また、金額の前に¥マークをつけてください。

滞納保険料、概算増額、再確定増額及び概算減額時における一般拠出金に係る納付については納入事業場の枝番号と金額を記入し、両端下部を少し空けてください。

※ 金額欄以外は訂正可能です。訂正箇所を横線で抹消し、正しい内容を訂正箇所のそばに記入してください。訂正印は不要です。

## 【参考資料】

### 有機溶剤（特別有機溶剤を含む）

アセトン  
イソブチルアルコール  
イソプロピルアルコール  
イソペンチルアルコール（別名 イソアミルアルコール）  
エチルエーテル  
エチルベンゼン等  
エチレングリコールモノエチルエーテル（別名 セロソルブ）  
エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート（別名 セロソルブアセテート）  
エチレングリコールモノ-ノルマル-ブチルエーテル（別名 ブチルセロソルブ）  
エチレングリコールモノメチルエーテル（別名 メチルセロソルブ）  
オルト-ジクロルベンゼン  
キシレン  
クレゾール  
クロルベンゼン  
クロロホルム  
酢酸イソブチル  
酢酸イソプロピル  
酢酸イソペンチル（別名 酢酸イソアミル）  
酢酸エチル  
酢酸ノルマル-ブチル  
酢酸ノルマル-プロピル  
酢酸ノルマル-ペンチル（別名 酢酸ノルマル-アミル）  
酢酸メチル  
四塩化炭素  
シクロヘキサノール  
シクロヘキサノン  
1, 4 - ジオキサン  
ジクロルメタン（別名 二塩化メチレン）  
1, 2 - ジクロルエタン  
1, 2 - ジクロルエチレン（別名 二塩化アセチレン）  
1, 2 - ジクロプロパン等  
N, N - ジメチルホルムアミド  
スチレン  
テトラクロルエチレン（別名 パークロルエチレン）  
1, 1, 2, 2 - テトラクロルエタン（別名 四塩化アセチレン）  
テトラヒドロフラン  
1, 1, 1 - トリクロルエタン  
トリクロルエチレン  
トルエン  
二硫化炭素  
ノルマルヘキササン  
1 - ブタノール  
2 - ブタノール  
メタノール  
メチルイソブチルケトン  
メチルエチルケトン  
メチルシクロヘキサノール  
メチルシクロヘキサノン  
メチル-ノルマル-ブチルケトン  
ガソリン  
コールタールナフサ（ソルベントナフサを含む。）  
石油エーテル  
石油ナフサ  
石油ベンジン  
テレピン油  
ミネラルスピリット（ミネラルシンナー、ペトロリウムスピリット、ホワイトスピリット及びミネラルターペンを含む。）  
前各号に掲げる物のみから成る混合物

## 身体に振動を与える業務（振動工具）

昭和52年5月28日付け基発第307号記の2

### 振動業務の範囲について

本認定基準の適用の対象となる「振動業務」とは、次に掲げる振動工具（圧搾空気を動力源とし、又は内燃機関、電動モーター等の動力により駆動される工具で身体局所に著しい振動を与えるものに限る）を取り扱う業務をいう。

- (1) さく岩機
- (2) チッピングハンマー
- (3) 鋳打機
- (4) コーキングハンマー
- (5) ハンドハンマー
- (6) ベビーハンマー
- (7) コンクリートブレーカー
- (8) スケーリングハンマー
- (9) サンドハンマー
- (10) チェンソー
- (11) ブッシュクリーナー
- (12) エンジンカッター
- (13) 携帯用木材皮はぎ機
- (14) 携帯用タイタンパー
- (15) 携帯用研削盤
- (16) スイング研削盤
- (17) 卓上用研削盤
- (18) 床上用研削盤
- (19) (1)から(18)までに掲げる振動工具と類似の振動を身体局所に与えると認められる工具

昭和52年5月28日付け事務連絡第23号記の2の(1)

### 振動業務の範囲について

本認定基準の適用の対象となる振動業務の範囲が明らかにされており、取り扱う振動工具が例示されているが、これら以外の振動工具として解説の2の(19)に該当するものには、例えば、次に掲げるものなどがある（商品名で示したものが含まれている）。

ストーパー、シンカー、ジェットタガネ、オートケレン、スーパーチゼル、ペーピングブレーカー、ブラックスチッパ、エアーチッパ、アングルグライNDER、コンクリートバイブレーター、インパクトレンチ（ナットランナ）、バイブレーションシャー（ハンドシャー又はニブラー）、バイブレーションドリル、電動ハンマー、オービタルサンダー

## 特別加入期間の算定について

### 1 新たに特別加入者となった者の特別加入期間の算定

申請の承認年月日	特別加入期間の算定
特別加入申請書 (様式第34号の7) (様式第34号の10) (様式第34号の11)	「承認月日」の属する月より算定。 ただし、海外派遣者が「承認月日」以降に派遣される場合は、その派遣期間の初日の属する月より算定。
特別加入に関する変更届 (様式第34号の8) (様式第34号の12)	「承認月日」の属する月より算定。 ただし、新たに特別加入者になった者の「異動年月日」が承認内容の変更決定があった日以降であるものについては、当該「異動年月日」の属する月より算定。

### 2 特別加入者に該当しなくなった者の特別加入期間の算定

申請の承認年月日	特別加入期間の算定
特別加入脱退申請書 (様式第34号の8) (様式第34号の12)	「脱退申請の日」の属する月まで算定。
特別加入に関する変更届 (様式第34号の8) (様式第34号の12)	特別加入者でなくなった者の「異動年月日」の属する月まで算定。

## 特別加入関係書類チェックリスト

## ～中小事業主・一人親方等用～

特別加入関係書類作成時等にご活用ください。

### ＜共通＞

1. 申請及び届出の様式は「**新様式**」であるか。(H27.1以降新様式で統一)※厚生労働省のホームページの「ダウンロード(OCR)様式」を印刷し使用。
2. 「**氏名のフリガナ**」、「**生年月日**」が記載されているか。
3. 「**労働者の所定労働時間及び休憩時間**」が記載されているか。(第二種特別加入者「一人親方・特定作業従事者」の場合は記載不要)
4. 業務内容欄に「**事業主の立場で行う業務内容**」が記載されていないか。(例・経営全般、役員会への出席等の記載は不可)
5. 「**末尾番号**」と「**業務内容**」が一致しているか。(例・建設の一括有期事業(末尾5)で、「事務所業務」が含まれている場合は、事務所の保険関係(末尾6)が成立し得ないものか確認の上、「労働者なく末尾6成立なし」と記載)
6. 「**特定業務の有無**」が記載されているか。(例・業務内容が「塗装工事」で特定業務に該当しない場合はその理由を余白に記入する。「水性塗料のみ、有機溶剤使用無し」)
7. 「**給付基礎日額**」が記載されているか。(設定されていない日額でないか)

### ＜加入申請書＞～ 様式第34号の7 特別加入申請書(中小事業主) 様式第34号の10 特別加入申請書(一人親方等)

1. 第一種特別加入者(中小事業主等)の場合は、**事業主と事業主が行う事業に従事する労働者以外の者が「包括加入」**しているか。(特別加入要件を満たす者は全員加入が必要)
2. 第一種特別加入者(中小事業主等)の加入申請書の特別加入予定者欄に「**事業主の氏名**」が書かれていない場合は「**理由書**」が添付されているか。(「理由書」の様式は北海道労働局ホームページの「事務組合担当者のしおり」の最終ページに掲載)
3. 「**特別加入を希望する日**」が監督署の受付日の翌日から起算して「**30日以内の日**」となっているか。(「特別加入を希望する日」が「加入承認年月日」となる。)  
例・平成27年4月1日付新規成立の保険関係成立届と特別加入申請書を「4月1日」に監督署に提出した場合、特別加入を希望する日は早くても翌日の「4月2日」となる。

### ＜変更届・脱退申請書＞ 特別加入に関する変更届 特別加入脱退申請書 (中小事業主及び一人親方等) ～様式第34号の8

1. 主たる農業者が「**特定農作業従事者**」として加入する場合、「**年間総販売額が300万円以上**」又は「**耕地面積が2ha以上**」の加入要件を確認できる**証明書**が添付されているか。
2. 脱退理由が**地位の自動消滅事案に該当し、その日まで脱退日を遡及する場合には余白に理由が記載されているか。また、確認書類が添付されているか。**
  - ・ 「死亡」の場合は戸籍謄本、新聞や市町村広報誌のお悔み欄の写し等
  - ・ 「役員でなくなった」場合は定款、登記簿の写し等
  - ・ 「一人親方等の団体の構成員でなくなった」場合は団体の脱退証明書等
  - ・ 「事業に従事しなくなった(離職)」場合は就労先の保険証・証明書の写し等

3. 一部脱退の場合「異動年月日」が記載されているか。（「異動年月日」が「脱退承認年月日」となる）
4. 第二種特別加入（一人親方等、特定作業従事者）の事業主証明は「特別加入団体の代表者」となっているか。（事務組合代表者の証明ではない）
5. 第二種特別加入者（一人親方等、特定作業従事者）は、余白に「整理番号」が記載されているか。（過去の届出や名簿との突合時に必要）
6. 裏面の「事務組合の名称」及び「電話番号」欄が記載されているか。
7. 表面の余白に「事務組合の名称及び住所」のゴム印が押印されているか。（承認等通知書の発送作業時に必要となりますのでご協力願います。）
8. 提出書類の種類は正しいか。（主な事例は次のとおり）
  - ・ 第一種特別加入者（中小等特別加入者）が新規に包括加入する場合は「加入申請書」
  - ・ 追加で加入・一部脱退する場合は「変更届」※
  - ・ 全員が脱退・最後の1名が脱退する場合は「脱退申請書」※
 ※様式第34号の8において、該当する方を○で囲ってください。
9. 委託解除の場合は「委託解除届」の提出のみで「脱退申請書」の提出は不要。（特別加入者の地位も自動消滅するため。）

### 〈給付基礎日額変更申請書〉～特様式第2号

1. 事前申請の場合は事前申請期間（3月2日から3月31日まで）内に監督署で受付されているか。
2. 事後申請の場合は年度更新期間（6月1日から7月10日まで）内に監督署で受付されているか。
3. 表面の余白に「事務組合の名称及び住所」のゴム印が押印されているか。（承認等通知書の発送作業時に必要となりますのでご協力願います）

### 〈申告書内訳に特別加入の異動を記載した場合〉

「年度更新」「概算増額・減額訂正報告」「再確定増額・減額訂正報告」の申告書内訳に特別加入者の異動（加入、脱退）を記載した場合、併せて「特別加入申請書、変更届、脱退申請書」を提出しているか。（申告書内訳で変更できるのは、第一種特別加入者の給付基礎日額（事後申請）のみで、加入、脱退する場合は申請書等を提出し承認を受ける必要あり）

### 〈委託換え時に特別加入を継続希望する場合〉

1. 旧事務組合の委託解除日の翌日に新事務組合に委託換えし、引き続き特別加入を継続希望する場合には、旧委託事務組合の「委託解除通知書（写）」を保険関係成立届（事務処理委託届）に添付し提出しているか。（委託解除届でなく、委託解除通知書）
2. 保険関係成立届（事務処理委託届）の余白に「委託換え、特別加入継続希望」と記載しているか。

(別紙)

## 理 由 書

平成 年 月 日

北海道労働局長 殿

事業主の住所 \_\_\_\_\_

事業主の氏名 \_\_\_\_\_ 印

(法人その他の団体であるときはその名称及び代表者の氏名)

私は、下記の理由により、特別加入の申請に係る事業について就業の実態がないため、特別加入者としなことを希望します。

なお、特別加入対象から除外されることにより、特別加入者でなくなった日以降に発生した事故について、労災保険給付を受けられないことについては承知しました。

記

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---